

りそな・JPM 新興国現地通貨ソブリン・ファンド (毎月決算型)

追加型投信／海外／債券／自動けいぞく投資可能

投資信託説明書(目論見書) | 2009.5 |

本文書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
当ファンドの課税上の取り扱いは、「公募株式投資信託」となります。

りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド (毎月決算型)

追加型投信／海外／債券／自動けいぞく投資可能

投資信託説明書(交付目論見書)2009. 5

設定・運用は
JPモルガン・アセット・マネジメント

1. この目論見書により行うりそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド（毎月決算型）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）（以下「金融商品取引法」といいます。）第5条の規定により有価証券届出書を平成21年5月18日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成21年5月19日に生じております。
2. りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド（毎月決算型）の受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券の値動きの他為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。元金が保証されているものではありません。

- 本文書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、有価証券届出書 第一部「証券情報」および第二部「ファンド情報」の内容を記載した、金融商品取引法第15条第2項本文に基づき、投資家にあらかじめまたは取得申込みと同時に交付しなければならない目論見書（交付目論見書）です。
- 金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資家の請求により交付される目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は投資家から請求された場合に交付されます。また、投資家が請求目論見書の交付を請求した場合には、ご自身でも交付請求をしたことを記録していただきますようお願いいたします。
- 請求目論見書に記載されている情報については、E D I N E T（「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」）によっても入手することが可能です。

●金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項

りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド（毎月決算型）は、主に外国有価証券を投資対象とするりそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）受益証券を主要投資対象としますので、組入有価証券の価格の下落や、組入有価証券の発行会社の財務状況の悪化や倒産等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

下記の事項は、この投資信託（以下「当ファンド」という。）をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分お読みください。

記

■当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、新興国が発行する現地通貨建ての債券を実質的な主要投資対象としますので、組入債券の発行体の財務状況の悪化や倒産、金利の上昇、市場環境等の影響により債券価格が下落することで基準価額が下落し、損失を被ることがあります。なお、各投資対象国の金融市場や政情は一般的に先進国よりも不安定で脆弱な面があり、先進国市場への投資に比べ、より大幅に価格が変動することがあります。また、外貨建の資産へ実質的に投資しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。

※平成21年2月19日現在投資している外国通貨は、アルゼンチンペソ、メキシコペソ、ブラジルレアル、コロンビアペソ、ペルーヌエボソル、ウルグアイペソ、新トルコ・リラ、ハンガリーフォリント、ポーランドズロチ、マレーシアリングット、エジプトポンド、南アフリカランドおよび米ドルです。（将来、投資する通貨が変更される場合があります。）

したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「信用リスク」、「為替変動リスク」、「低格付の債券への投資に伴うリスク」、「金利変動リスク」、「新興国への投資に伴うリスク」、「仕組債のリスク」、「デリバティブ商品のリスク」および「流動性のリスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク」をご覧ください。

■当ファンドに係る手数料等について

◆申込手数料

お申込み日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.5%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

◆換金（解約）手数料

かかりません。

◆信託報酬

ファンドの純資産総額に年率1.8375%（税抜1.75%）を乗じて得た額とします。

◆信託財産留保額

かかりません。

◆監査費用

信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査に要する諸費用とみなします。

◆その他の費用

- ・当ファンドおよびマザーファンドにおいて投資する有価証券を売買する際に発生する手数料
- ・当ファンドおよびマザーファンドの資産を外国で保管する場合に発生する費用 等

その他の費用は、当ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、当ファンドおよびマザーファンドの運用状況により変動するため、事前には確定しておりません。またご投資家の皆様が当ファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動します。

したがって、手数料等毎の金額ならびに当該手数料等の合計額およびこれらの計算方法を表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

■ クーリングオフの適用はありません。

以上

りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド (毎月決算型)

当概要は、交付目論見書本文の証券情報、ファンド情報などを要約したものです。
詳細は交付目論見書本文をご覧ください。

ファンドの基本情報

基 本 的 性 格	追加型投信／海外／債券／自動けいぞく投資可能
ファンドの目的	安定的かつ高水準の配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して、りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象として運用を行います。
主 な 投 資 対 象	マザーファンドを通じて、主として新興国の政府または政府機関の発行する債券(「ソブリン債券」)に投資します。投資対象とするソブリン債券は、主に当該債券発行国(なお、仕組債*に関しては、反映対象の信用リスクまたは収益率にかかる発行体の所在国とします。)の現地通貨に基づく運用成果が得られるものとし、マザーファンドの純資産総額の75%以上をそのような債券に投資します。 * 仕組債については、交付目論見書『第二部ファンド情報 第1ファンドの状況(1)ファンドの目的及び基本的性格 (二)ファンドの特色』をご参照ください。
主 な 投 資 制 限	株式への実質投資割合は、純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
基準価額の価額変動リスクおよび信用リスク	組入れた有価証券の値動き、通貨の変動や、当該有価証券の発行者の信用状況の変化等により基準価額は大きく変動しますので、元金が保証されているものではありません。
信 託 期 間	無期限です。
決 算 日	原則として毎月19日とします。 決算日が休業日の場合は翌営業日を決算日とします。
収 益 分 配	原則として、繰越分を含めた配当金、利金などからなる配当等収益から分配金額を決定します。ただし、2、5、8、11月の計算期間終了日には、当該配当等収益に加えて、繰越分を含めた売買益から分配を行うこともあります。また、必ず分配を行うものではありません。 『自動けいぞく投資コース』を選択された方は、収益分配金が税引き後、無手数料で再投資されます。

ご購入について

申 込 方 法	原則として毎営業日に販売会社にて受付けます。 ただし、米国の銀行休業日には、取得申込みの受付は行いません。
申 込 期 間	平成21年5月19日から平成22年5月18日まで ≪なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。≫
申 込 価 格	取得申込日の翌営業日の基準価額とします。 ≪取得申込みには申込手数料を要します。≫
申 込 単 位	販売会社が定める単位とします。 「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資は、1円以上1円単位とします。 収益分配金の受取方法により、申込みには、『一般コース』と『自動けいぞく投資コース』の2つのコースがあります。 ≪申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。≫
受 渡 方 法	取得申込代金の支払いについて： 投資家は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金を当該販売会社に支払うものとします。 受益権の引渡しについて： 当ファンドの受益権は振替受益権*のため、申込みの販売会社が、取得申込代金の支払いと引き換えに振替機関等*の口座に投資家に係る受益権口数の増加を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。当該口座は、当該投資家が販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ申し出た口座とします。 * 交付目論見書『第一部 証券情報（2）内国投資信託受益証券の形態等』をご参照ください。
受 付 時 間	原則として午後3時（東京証券取引所が半休日の場合の受付は午前11時）までとします。 販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
申 込 の 中 止	有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付が中止される場合があります。
申込取扱場所	販売会社

ご換金について

換 金 方 法	原則として毎営業日に販売会社にて解約請求により受付けます。 ただし、米国の銀行休業日には、換金申込みの受付は行いません。
換 金 価 格	換金申込日の翌営業日の基準価額とします。 換金時に手数料はかかりません。 課税については、次ページをご参照ください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。
受 渡 方 法	換金代金の支払いについて： 原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社の本・支店等においてお支払いいたします。 受益権の引渡しについて： 当ファンドの受益権は振替受益権*のため、換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等*に対して当該受益者の申込みに係る当ファンドの一部解約の通知を委託会社が行うのと引き換えに、販売会社を通じて当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法*の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。なお、換金申込みは振替受益権をもって行うものとします。 * 交付目論見書『第一部 証券情報（2）内国投資信託受益証券の形態等』をご参照ください。
受 付 時 間	原則として午後3時（東京証券取引所が半休日の場合の受付けは午前11時）までとします。 販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換 金 の 中 止	有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先：
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
TEL：03－6736－2350
（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午））
HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

手数料等および税金

● 購入時、収益分配時、解約時等にご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
購入時	申込手数料	3.675% (税抜3.5%) を上限として、申込価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対し10% (所得税7%、地方税3%) *
解約時	所得税および地方税	解約価額から取得費を控除した額に対し10% (所得税7%、地方税3%) *
償還時	所得税および地方税	償還価額から取得費を控除した額に対し10% (所得税7%、地方税3%) *

* 平成23年12月31日までの税率です。平成24年1月1日以降は、20% (所得税15%、地方税5%) の税率となる予定です。
・上記の税率は個人の場合であり、法人の場合は、法人所定のものとなります。

(注) 上記の税制は平成21年4月1日現在のものです。なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

● 当ファンドで間接的にご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
毎日	信託報酬	合 計 年率1.8375% (税抜1.75%)
		委託会社 販売会社 受託会社
		年率0.8925% (税抜0.85%) 年率0.8925% (税抜0.85%) 年率0.0525% (税抜0.05%)
毎日	監査費用	委託会社が実際に支払った費用を支弁する方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021% (税抜0.02%) を乗じて得た額 (ただし、年間315万円 (税抜300万円) を上限とします。) を当該監査に要する諸費用とみなし、そのみなし額の支弁を、毎計算期間終了日および信託終了のとき信託財産中から受けるものとします。 ・委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

- ・上記の他、有価証券取引、先物取引およびオプション取引にかかる費用 (売買委託手数料)、外貨建資産の保管費用、信託財産に関する租税 (キャピタル・ゲイン税は、保有有価証券の売却時に発生し、その課税額は期間按分等の調整を行うことなく税額が確定次第、速やかに全額がマザーファンドに費用計上されます。)、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が信託財産中から支払われます。
- ・信託報酬は、計算期間を通じて毎日、費用計上し、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支払います。
- ・委託会社の受ける報酬には、マザーファンドの運用委託に係る投資顧問会社への報酬 (信託財産の純資産総額に対し年率0.35%) が含まれています。

詳しくは、交付目論見書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご参照ください。

りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド (毎月決算型)

有価証券届出書提出日	: 平成21年5月18日
発行者名	: J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 サイモン・エフ・ウォールス
本店の所在の場所	: 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

目 次

	頁
交付目論見書	
第一部 証券情報（発行、申込についての情報）	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
1 ファンドの性格（ファンドの目的及び基本的性格、仕組み）	4
2 投資方針（投資方針、投資対象、運用体制、分配方針、投資制限）	11
3 投資リスク	15
4 手数料等及び税金（申込手数料、換金手数料、信託報酬等、その他の手数料等、 課税上の取扱い）	19
5 運用状況（投資状況、投資資産、運用実績）	23
6 手続等の概要	27
7 管理及び運営の概要（資産管理等の概要、受益者の権利等の概要）	29
第2 財務ハイライト情報（貸借対照表、損益及び剰余金計算書）	31
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	35
第4 ファンドの詳細情報の項目（請求目論見書の項目）	36

基本用語の解説

信託約款

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド（毎月決算型）
（以下「当ファンド」といいます。）

(2) 国内投資信託受益証券の形態等

当ファンドは、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）を委託会社とし、株式会社りそな銀行（以下「受託会社」といいます。）を受託会社とする契約型の追加型株式投資信託です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める振替投資信託受益権の形態で発行されます。

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、本書の各記載項目の表題部において「受益証券」と表記されている場合がありますが、上述のとおり当ファンドは原則として受益証券を発行しませんので、適宜「受益権」とお読み替えください。

当ファンドの受益権は、格付を取得していません。

なお、当初元本は1口当たり1円です。

(3) 発行価額の総額

1兆円を上限とします。

なお、上記金額には、後記「(5) 申込手数料」は含みません。

(4) 発行価格

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額（1万口当たり）は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額（1万口当たり）は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先：

JPMモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午））

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

(5) 申込手数料

- ① 発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率*は、3.675%（税抜3.5%）が上限となっています。

* 当該手数料率は、消費税および地方消費税相当額（以下「消費税等」または「税」といいます。）を含みます。また、本書において記載されている報酬率、費用等も同様です。

手数料率は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「(4) 発行価格」の照会先までお問い合わせください。

- ② 「自動けいぞく投資*契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

* 自動けいぞく投資とは、収益の分配がなされた場合、収益分配金より税金を差引いた後、自動的に当ファンドに再投資するものです。

(6) 申込単位

収益分配金の受取方法により、申込みには、収益の分配時に収益分配金を受取るコース（以下「一般コース」といいます。）と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（以下「自動けいぞく投資コース」といいます。）の2つのコースがあります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込みを行う投資家は、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を締結します。また、当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

いずれのコース共、申込単位は、販売会社が定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。

申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

販売会社に関しては、前記「(4) 発行価格」の照会先までお問い合わせください。

(7) 申込期間

平成21年5月19日から平成22年5月18日までです。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

当ファンドの受益権の取得申込みは、申込期間における毎営業日に受付けます。

ただし、米国の銀行休業日には、取得申込みの受付は行いません。

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、投資家は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、投資家はその取得申込みを撤回しない場合には、その取得申込みは当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその取得申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

(8) 申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、前記「(4) 発行価格」の照会先までお問い合わせください。

販売会社により全ての支店・営業所等で取扱いをしていない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(9) 払込期日

投資家は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金*を当該販売会社に支払うものとします。取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

* 取得申込代金とは、申込金（発行価格×取得申込口数）に、申込手数料（税込）を加算した金額です。

(10) 払込取扱場所

投資家は、申込みの販売会社に取得申込代金を支払うものとします。

(11) 振替機関に関する事項

当ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) その他

- ① 申込証拠金はありません。申込金には利息はつきません。
- ② 日本以外の地域における受益権の発行はありません。
- ③ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ④ 振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金および換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

(イ) ファンドの目的

当ファンドは、安定的かつ高水準の配当等収益^{*1}の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

当ファンドと実質的に同一の運用の基本方針^{*2}を有するりそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下「マザーファンド」といいます。）を主要投資対象とします。（後記「2 投資方針(1)投資方針」をご参照ください。）

^{*1} 「配当等収益」とは、りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド（毎月決算型）信託約款（以下「信託約款」といいます。）第39条第1項第1号に定めるもの（配当金、利金、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額。以下同じ。）をいい、マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドの信託財産に帰属するとみなされる額（マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に対する信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額。）を含みます。

^{*2} 実質的に同一の運用の基本方針とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合にかかる制限または取得できる範囲にかかる制限その他の運用上の制限が実質的に同一（マザーファンドにおける収益分配方針およびマザーファンドへの投資にかかるものを除きます。）のものをいいます。

(ロ) 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

(ハ) 基本的性格

社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類^{*1}ー追加型投信/海外/債券

属性区分^{*2}ー投資対象資産：その他資産（投資信託証券（債券 一般））^{*3}

^{*3} マザーファンドへの投資を通じて、債券に実質的な投資を行いますので、投資対象資産は、その他資産（投資信託証券（債券 一般））と記載しています。また、マザーファンドにおいてはソブリン債券を主要投資対象としますが、社債またはその他債券（ソブリン債券以外の新興国に所在する発行体の債券または仕組債）に投資することがあるため、（債券 一般）としております。

投資対象資産の詳細につきましては、後記「（二）ファンドの特色③」をご参照ください。

決算頻度：年12回（毎月）

投資対象地域：エマージング

投資形態：ファミリーファンド

為替ヘッジ：なし

* 1 商品分類の定義（社団法人投資信託協会－商品分類に関する指針）

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。
海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの。

* 2 属性区分の定義（社団法人投資信託協会－商品分類に関する指針）

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券 一般））： マザーファンドへの投資を通じて債券に投資するもののうち、公債属性、社債属性、その他債券属性*にあてはまらない全てのもの。
決算頻度	年12回（毎月）： 目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの。
投資対象地域	エマージング： 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
投資形態	ファミリーファンド： 目論見書または信託約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの。
為替ヘッジ	なし： 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの。

* 「公債属性」…目論見書または信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるもの。

「社債属性」…目論見書または信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの。

「その他債券属性」…目論見書または信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの。

（注）上記の属性区分の定義については、社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社が作成したものが含まれます。

（参考）社団法人投資信託協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
		債 券
追加型	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています

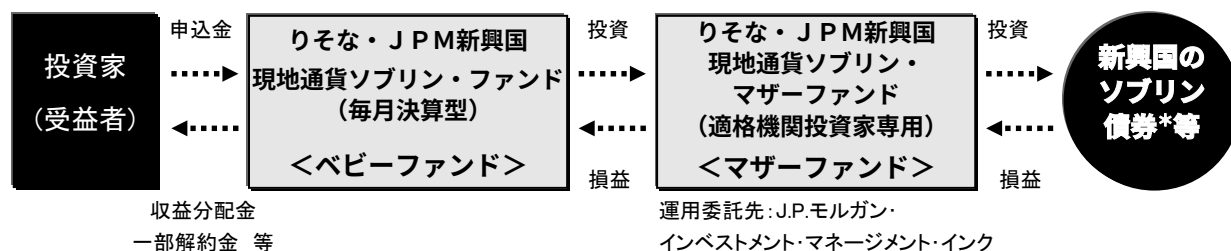
※ 当ファンドを含むすべての商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

HPアドレス：<http://www.toushin.or.jp/>

(二) ファンドの特色

① 当ファンドの運用はファミリーファンド方式*により、マザーファンドを通じて行います。

* ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金で設定された当ファンド（りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド（毎月決算型））をベビーファンドとし、当該ベビーファンドがその資金をマザーファンド（りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用））に投資することで、その実質的な運用を行う仕組みです。



* 「新興国のソブリン債券」の定義につきましては、後記③をご参照ください。

- ② 委託会社はマザーファンドの運用の指図に関する権限を J. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク*に委託します。

* J. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（以下「JPMIM社」という場合があります。）および委託会社は、「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員です。
「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループとは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下であり、直接または間接的に資本関係のある運用会社を総称するものです。

- ③ マザーファンドは、主として新興国*¹の政府または政府機関の発行する債券*²（以下「ソブリン債券」といいます。）に投資を行います。

*¹ 「新興国」とは、J. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インクが、国内経済が成長過程にあると判断する国です。例えば、マザーファンドの参考指標（JPモルガンGBI-エマージング・マーケット*³（円ベース））の構成国が該当します。

参考指標とは、マザーファンドの投資対象市場の動向をわかり易く示すために用いる指標です。マザーファンドの運用成果は、参考指標を上回る場合も下回る場合もあり、上回ることを保証するものではありません。また、新興国の債券市場の構造変化によっては、参考指標を見直す場合があります。

*² 「政府機関の発行する債券」とは、政府機関により発行され、元本およびクーポンの支払いについて政府保証の付いた債券をいいます。

*³ 「JPモルガンGBI-エマージング・マーケット」とは、J.P.Morgan Securities Inc. が公表している新興国の債券のパフォーマンスを表す指数です。

同指数は、J.P.Morgan Securities Inc. が定める条件により選ばれた、政府または政府機関の発行する、新興国の現地通貨建ての債券で構成されている時価総額加重平均指数で、2002年1月1日より算出されております。

【参考指標の構成国】



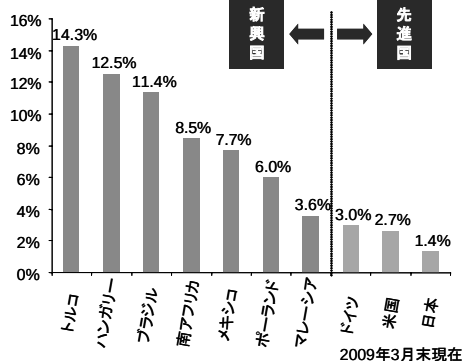
出所: J.P.Morgan Securities Inc. 2009年3月末現在

- ✓ 上記のソブリン債券のほか、マザーファンドの純資産総額の20%を上限に、ソブリン債券以外の新興国に所在する発行体の債券を投資対象とします。
- ✓ 上記の債券のほか、一つまたは複数の新興国の発行体の信用リスクまたは債券指数の収益率を主として反映する仕組債に投資する場合があります。当該債券は、反映する信用リスクまたは債券指数の収益率を増大させる仕組みを持たないものに限りません。またその場合、当該債券の発行体の格付は、信用リスクを反映しようとする発行体の格付（格付機関が公表するもの）または収益率を反映しようとする債券指数の格付（当該指数の作成者が公表するもの）以上とします。当該債券への投資は、マザーファンドの純資産総額の35%未満とします。
- ✓ 投資対象とする債券は、主に当該債券発行国（なお、上記の仕組債に関しては、反映対象の信用リスクまたは収益率にかかる発行体の所在国とします。）の現地通貨に基づく運用成果が得られるものとし、マザーファンドの純資産総額の75%以上をそのような債券に投資します。

✓ 新興国ソブリン債券の特徴

- ・ 新興国のソブリン債券は、先進国のソブリン債券と比べて信用力が低い一方で、高利回りが期待できます。
- ・ その反面、先進国のソブリン債券と比較して、デフォルト（債務不履行）となるリスクも相対的に高いと考えられます。
- ・ 新興国のソブリン債券が先進国ソブリン債券と大きく違う点は、カントリーリスクの大きさです。また、現地通貨建ての新興国のソブリン債券においては、為替リスクおよび金利リスクも先進国のソブリン債券に比べて大きくなる傾向にあります。

【現地通貨建て新興国債券と先進国債券の利回り比較】



上記の債券利回りは、将来の債券利回りならびに運用成果を保証するものではありません。また、マザーファンドは上記の国に必ず投資するものではありません。
先進国債券の利回りは10年国債、新興国債券の利回りはJPモルガンGBI-EMの主な構成国が発行する債券の利回りです。
出所：ブルームバーグ、J.P.Morgan Securities Inc.

【格付けと利回りのイメージ図】



【現地通貨建て長期債の格付け】

	2003年 12月末		2009年 3月末
メキシコ	A-	↑	A+
南アフリカ	A	↑	A+
マレーシア	A+	→	A+
ポーランド	A-	↑	A
ロシア	BB+	↑	BBB+
ブラジル	BB	↑	BBB+
コロンビア	BBB	↑	BBB+
ハンガリー	A	↓	BBB-
トルコ	B+	↑	BB

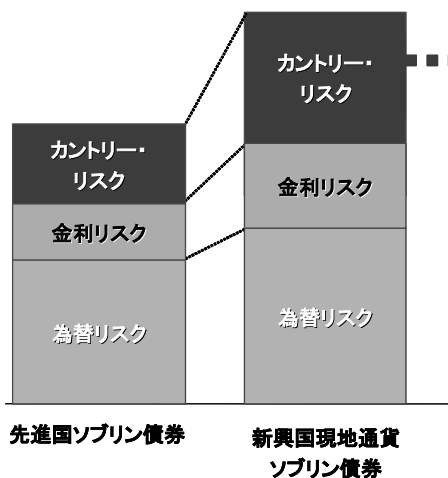
2009年3月末現在 出所：S&P
上記の格付けは将来の格付けを保証するものではありません。

< S & P*の格付けについて >

格付けとは、債券の元本、利息の支払いの確実性の度合い（信用度）を示すもので、AA格からCCC格までについては、上位格に近いものは+（プラス）、下位格に近いものは-（マイナス）により表示、分類されます。

* スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（以下、「S & P社」という場合があります。）

【先進国ソブリン債券と新興国現地通貨ソブリン債券とのリスク比較】



(イメージ図)

→ カントリー・リスクとは...

カントリー・リスクとは、国の信用力を表す言葉です。
ある国のソブリン債券等に投資した資金（元本や利息など）を回収できなくなる可能性（不確実性）の大きさを表します。

海外に投資を行った場合、
投資先の国の財政状況の変化や政治的要因（選挙や戦争など）などによって金融・証券市場が混乱し、結果として投資した資産が回収できなくなったり、価格が大きく変動して損失を被ることがあります。
これをカントリー・リスクといい、特に先進諸国よりも財政や政治の状況が脆弱な新興国に投資する場合、カントリー・リスクが比較的大きくなると考えられます。

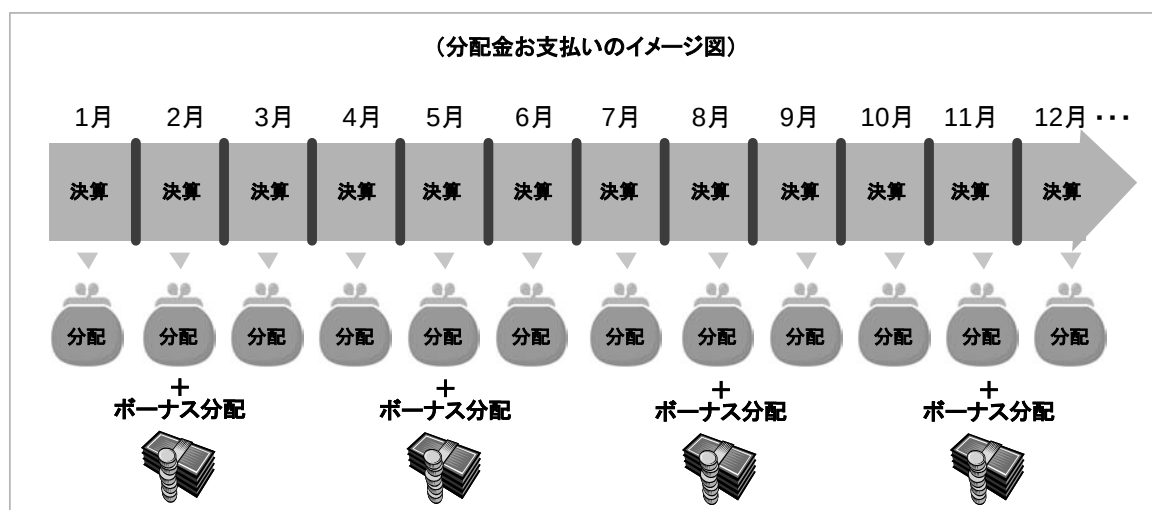
✓ ポートフォリオで保有する債券の平均格付は、BB－（S＆P社）またはBaa3（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、「ムーディーズ社」といいます。））以上に維持します。

- ・ 平均格付の算出にあたり、個々の債券の銘柄が上記の各格付機関から異なる格付を得ている場合は、最も高い格付により判断し平均を算出します。
- ・ JPMIM社は上記のいずれの格付機関からも格付を付与されていない債券にも投資する場合がありますが、当該債券に投資した場合の平均格付は、JPMIM社の判断により当該債券をS＆P社またはムーディーズ社の格付にあてはめた上で算出します。

④ 当ファンドは、毎月19日*¹に決算を行い、原則として、繰越分を含めた配当等収益から分配金額を決定します。ただし、2、5、8、11月の計算期間終了日には、当該配当等収益に加えて、繰越分を含めた信託約款第39条第1項第2号に定める売買益から分配を行う*²こともあります。また、必ず分配を行うものではありません。

*1 19日が休業日の場合は翌営業日となります。

*2 「繰越分を含めた信託約款第39条第1項第2号に定める売買益」から行う分配を以下「ボーナス分配」といいます。



（注1） 上記は収益分配のイメージ図であり将来の分配を保証するものではありません。

（注2） 分配金額は、金利、為替などの影響を受けて変動します。分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案し決定いたします。必ず分配を行うものではありません。

（注3） 2、5、8、11月の計算期間終了日には、ボーナス分配を行うことを目指しますが、必ず分配を行うものではありません。売買益がある場合でも、ボーナス分配を行わないこともあります。

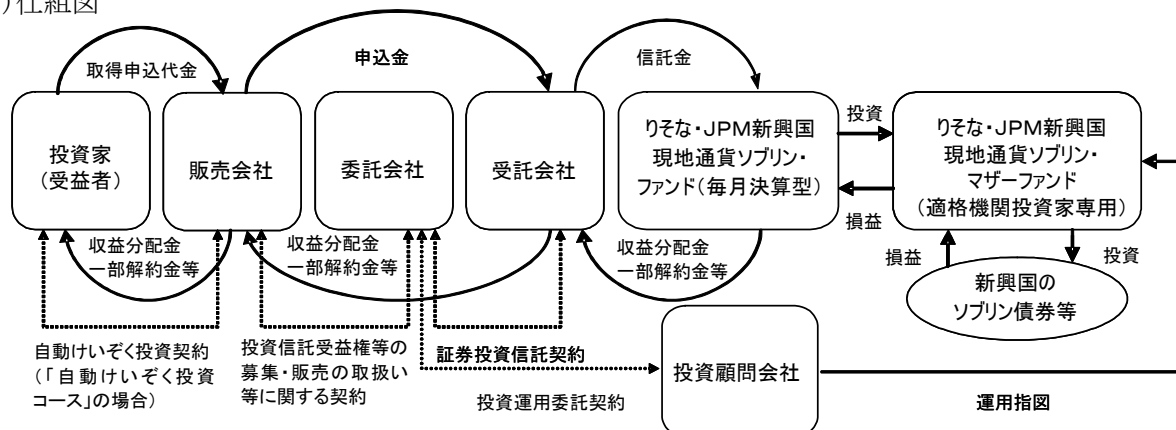
⑤ 原則として、為替ヘッジは行いません。

ただし、経済事情や投資環境の急変が起きた場合等には、委託会社の判断により当ファンドにおいて為替ヘッジを行うことがあります。

マザーファンドにおいては、円貨に対する為替ヘッジは行いません。ただし、マザーファンドで保有する債券について、市況に応じてJPMIM社が必要と判断した場合は、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするために、機動的に為替先物予約取引を行うことがあります。

(2) ファンドの仕組み

(イ) 仕組図



(ロ) 当ファンドおよびマザーファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

- ① J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社 (委託会社)
当ファンドおよびマザーファンドの委託会社として、受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。
- ② 株式会社りそな銀行 (受託会社)
(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
委託会社との契約により、当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。
- ③ J．P．モルガン・インベストメント・マネージメント・インク (投資顧問会社)
委託会社との契約により、マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。
- ④ 販売会社
委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

(ハ) 委託会社の概況

- ① 資本金 2,218百万円 (有価証券届出書提出日現在)
- ② 会社の沿革
 - 昭和46年 ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設
 - 昭和60年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
 - 平成2年 ジャーディン・フレミング投信株式会社設立
 - 平成7年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン フレミング投信・投資顧問株式会社となる。
 - 平成13年 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更
 - 平成18年 J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
 - 平成20年 J Pモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受
- ③ 大株主の状況 (有価証券届出書提出日現在)

名 称	住 所	所有株式数(株)	比率(%)
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント (アジア) インク	米国デラウェア州	56,265	100

2 投資方針

(1) 投資方針

(イ) 運用方針

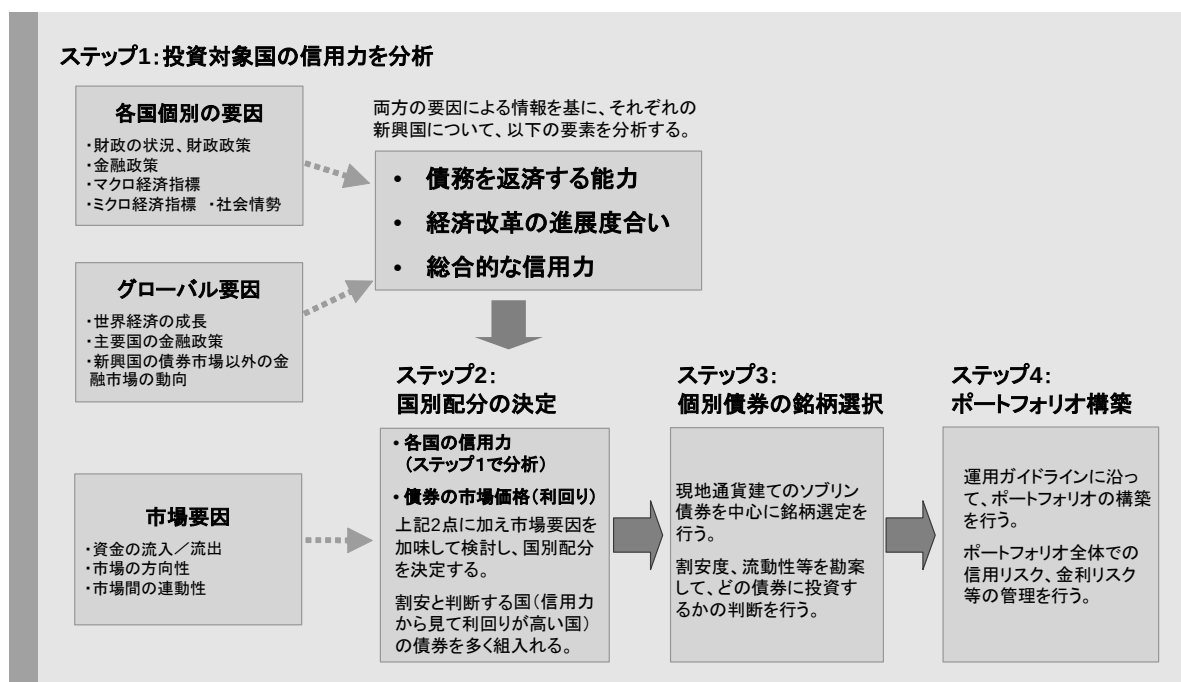
当ファンドは、主として新興国のソブリン債券を投資対象とするマザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、安定的かつ高水準の配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

(ロ) 投資態度

マザーファンドにおける運用のプロセスは次のとおりです。

(なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合もあります。)

マザーファンドにかかる運用の指図に関する権限の委託を受けた J P M I M 社は、以下のプロセスにしたがい運用を行います。



(2) 投資対象

当ファンドの投資対象および運用の指図範囲につきましては、信託約款をご参照ください。

(参考) マザーファンドの投資対象

投資対象および運用の指図範囲につきましては、りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）信託約款（以下「マザーファンド信託約款」といいます。）をご参照ください。

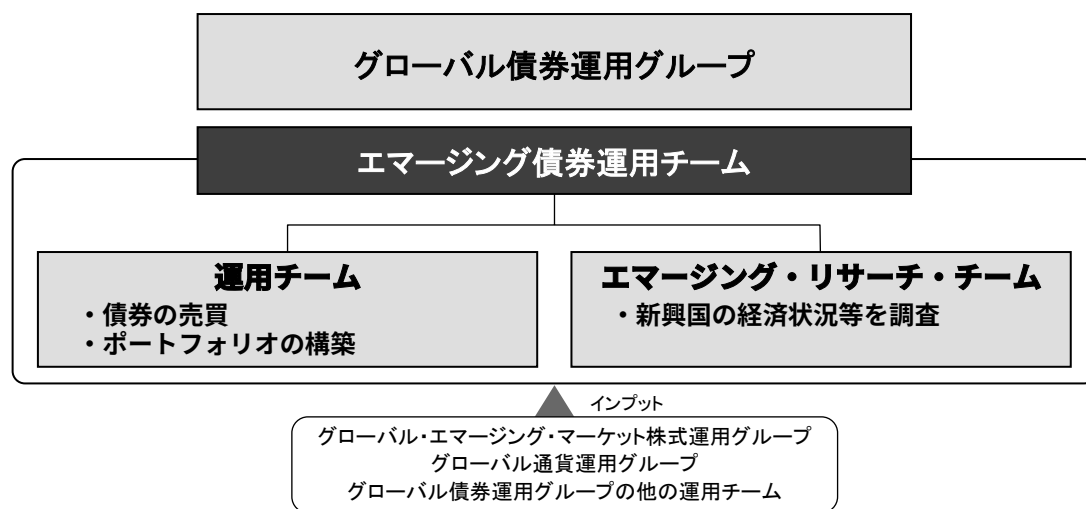
(3) 運用体制

以下の運用体制は、当ファンドの主要投資対象であるマザーファンド受益証券にかかるものです。

- ① マザーファンドの運用を担当するエマージング債券運用チームは、JPMIM社のグローバル債券運用グループに属しています。＊ また、同チームは6名（2009年3月末現在）で構成されております。

グローバル債券運用グループは、「JPMorgan・アセット・マネジメント」グループに含まれる米国内外の運用会社内または運用会社間で横断的に組織され、グローバルな戦略に対する調査・分析を行っているグループです。マザーファンドの運用を担当するエマージング債券運用チームは、他の運用グループまたは他の運用チームからの情報のインプットを受け、実際の投資判断を行います。

＊ マザーファンドの運用の委託先であるJPMIM社は、「JPMorgan・アセット・マネジメント」グループの一員です。そのため、運用体制については、JPMIM社を含めた「JPMorgan・アセット・マネジメント」グループのものを記載しております。



(注) 上記マザーファンドの運用体制・組織名称等は、2009年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

- ② エマージング・リサーチ・チームは、新興国の経済状況等を調査します。

- ③ 運用チームは、エマージング・リサーチ・チームの調査結果をもとに、個別銘柄の売買を行い、最適なポートフォリオの構築を行います。その際、グローバル・エマージング・マーケット株式運用グループ、グローバル通貨運用グループおよびグローバル債券運用グループ内の他の運用チームからの情報のインプットを受けた上で、最終的な投資判断を行います。

・ **委託会社による、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先および受託会社に対する管理体制**

委託会社は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先の管理については、社内規程を定め、その規程にしたがい、運用商品管理部門が運用体制の状況や運用の基本方針に沿った運用業務の遂行の確認等を行うことにより管理しております。

また、受託会社の管理については、委託会社の事務管理部門において、日々の業務を通じ、受託会社の管理体制および知識・経験等を評価しております。また、必要に応じミーティングを行い、受託会社の業務の状況を確認しております。

(4) 分配方針

毎計算期間終了後に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象収益の範囲

計算期間終了日（原則毎月19日。19日が休業日の場合は翌営業日。）における、信託約款第39条第1項各号に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金の合計額とします。

② 分配対象収益の分配方針

委託会社は、上記①の分配対象収益の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案し、原則として、繰越分を含めた配当等収益から分配金額を決定します。ただし、2、5、8、11月の計算期間終了日には、当該配当等収益に加えて、繰越分を含めた信託約款第39条第1項第2号に定める売買益から分配を行うこともあります。また、必ず分配を行うものではありません。

③ 収益を留保した場合の留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

＜参考＞

収益分配金の支払いについて

① 収益分配金は、計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として計算期間終了日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

② 「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 投資制限

(イ) 信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。
詳しくは信託約款をご参照ください。

(参考) マザーファンドの投資制限

マザーファンドの信託約款は、委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）によるマザーファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。
詳しくはマザーファンド信託約款をご参照ください。

(ロ) 投資信託及び投資法人に関する法律および金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。（マザーファンドにも同様の投資制限があります。）

- ① 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を当ファンドの信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。
- ② 委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。

3 投資リスク

(1) リスク要因

当ファンドは、実質的に同一の運用の基本方針を有するマザーファンドの受益証券を主要投資対象として運用を行うため、以下に説明するような、マザーファンドのリスクと同等のものを伴います。以下のリスクおよび留意点に関する説明は特に記載のない限り、マザーファンドについてのものですが、当該リスクおよび留意点は結果的に当ファンドに影響を及ぼすものです。なお、以下の説明は、全てのリスクについて記載したものではなく、それ以外のリスクも存在することがあります。

マザーファンドは、主に外国有価証券を投資対象としますので、組入有価証券の価格の下落や、組入有価証券の発行体の財務状況の悪化や倒産等の影響により、その信託財産の価値が下落し、その結果当ファンドが損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。

① 信用リスク

信用リスクとは、債務者の倒産や財務状況の悪化、あるいは債務者の所在する国家の政情不安などにより、債務者が債権者に対して元金や利息をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、債務者にそのような状況が生じた場合またはそれが予想される場合には、債券やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）することにより、マザーファンドの信託財産の価値が下がる要因となります。

また、信用リスクが大きくなることにより、債務者（発行体）の格付けが下がることに伴いその発行する債券やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品の価格が下落することもあります。

マザーファンドでは、ソブリン債券以外の債券にも投資を行います。その場合、ソブリン債券に投資するより、信用リスクが大きくなる場合もあります。

② 為替変動リスク

マザーファンドは、主として外貨建資産に投資しますが、円貨に対する為替ヘッジは、当ファンドにおいては原則として行わず、またマザーファンドにおいては一切行いません。このため、為替相場の変動により、マザーファンドの信託財産の価値が変動することがあります。経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、委託会社の判断により当ファンドにおいて為替ヘッジを行うことがあります。その場合でも為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

③ 低格付の債券への投資に伴うリスク

格付の低い債券は、上位に格付された債券に比べて、企業の経営不振・倒産や、国家の政情・財政不安などにより、債務者が債権者に対して契約に定められた元金支払いを履行出来ない状態になる（以下「デフォルト」といいます。）リスクが高くなります。デフォルトが生じた場合あるいはデフォルトが予想される場合、債券の価格が大きく下落することにより、マザーファンドの信託財産の価値が下がる要因となります。

また、格付の低い債券は、金利の変化につれて価格が変動する債券としての性格を持つとともに、株式に類似した特質を併せ有しているものもあります。このため、個々の企業の業績、財務内容の変化や全般的な景気動向の影響を強く受け、債券価格は格付の引き上げ、引き下げなどによって上下に大きく変動します。

④ 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券価格が下落します。各債券の値動きの幅は、残存期間、発行体、債券の種類等に左右されます。

⑤ 新興国への投資に伴うリスク

マザーファンドの投資対象とする新興国の債券への投資については、新興国における政治・社会的な不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、有価証券が取引される市場、情報開示制度、会計基準、法制度等の未整備、監督当局による監督体制の未成熟、外国への送金規制、為替レートの高い変動率等に伴い、運用上予期しない制約を受けるなどのリスクが想定されます。また、通貨危機に直面した場合には、新興国における急激な金利上昇、債券価格の暴落、発行体のデフォルト等のリスクが高くなります。

マザーファンドの投資対象とする新興国においては、金融市場や政情に起因する諸問題が有価証券や通貨に及ぼす影響が先進国より大きいことがあります。また政府当局が様々な規制を一方的に導入することがあります。それらの国における有価証券・通貨市場は、規模が小さく流動性が低い場合があります、その結果それらの市場において取引される有価証券・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。

マザーファンドの投資対象とする新興国の税制は、先進国と異なる場合があります。また、それらの国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。

以上のような要因は、マザーファンドの信託財産の価値を大幅に変動または下落させる可能性があります。

⑥ 仕組債のリスク

マザーファンドで投資する仕組債は、先物、オプション、スワップ取引等のデリバティブ商品を用いて、仕組債の発行体以外の発行体が発行した債券にかかる信用リスク、為替リスク、金利リスク等を当該債券に付与させたものです。マザーファンドが仕組債に投資した場合は、これらのリスクに加えて、当該債券の発行体自体の信用リスクも生じます。

⑦ デリバティブ商品のリスク

マザーファンドは、先物、オプション、スワップ取引等のデリバティブ商品を用います。デリバティブ商品は、その他の投資手段と比較して、金利等の市場環境の変動に対してより大きく価格が変動するため、マザーファンドの信託財産の価値はデリバティブ商品を用いない場合と比べてより大きく変動する場合があります。ヘッジ目的でデリバティブ商品を利用した場合でも、意図した効果をもたらさず損失または収益機会の逸失の原因となる場合があります。デリバティブ商品の取引契約の相手に債務不履行が生じた場合は損失を生じる可能性があります。デリバティブ商品の種類によってはコストが発生しマザーファンドの収益をその分減少させることがあります。

デリバティブ商品を利用する際には、ブローカーに取引にかかる証拠金（現金または有価証券）を差し入れなければならないことがあります。そのような証拠金の保全にかかる制度は、ブローカーの所在国やデリバティブ商品の取引市場によって異なり、また個々のブローカーとの取引条件によって異なることもあります。その結果、証拠金を差し入れたブローカーに対する信用リスクが発生することがあり、当該ブローカーが倒産等の破綻状況に陥った場合は、証拠金の全額を失う可能性があります。

⑧ 流動性のリスク

急激かつ大量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。

⑨ 受益者（投資家）の解約・追加による資金流入に伴うリスクおよび留意点

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際にマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動する可能性があります。また、大量の資金の追加があった場合には、原則として、迅速に有価証券の組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることもあります。さらに、マザーファンドを投資対象とする他のファンドが設定されている場合には、当該ファンドの解約・追加により同様の資金流入に伴うリスクがあります。

⑩ 投資方針の変更について

経済情勢や投資環境等の変化、および投資効率等の観点などから、当ファンドまたはマザーファンドの投資対象および投資手法の変更を行う場合があります。さらに、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先を変更する場合があります。

⑪ 繰上げ償還等について

当ファンドは、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、委託会社が受益者のため有利であると認めた場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中であっても、繰上げ償還することがあります。

また、投資環境の変化等により、委託会社が当ファンドの申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

⑫ 予測不可能な事態が起きた場合等について

その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたときなど、市場が混乱することが考えられます。このような場合に、有価証券が取引される市場の取引停止等やむを得ない事情があるときは、一時的に当ファンドの受益権およびマザーファンドの受益証券が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合などには、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドおよびマザーファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

さらに、当ファンドおよびマザーファンドは、短期間に大量の解約があった場合等に、信託財産が十分な資産規模にならないことがあります。その場合、本書で説明する運用方針および投資態度に完全に合致した運用ができないおそれがあり、その結果当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動したり、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣ることとなる可能性があります。

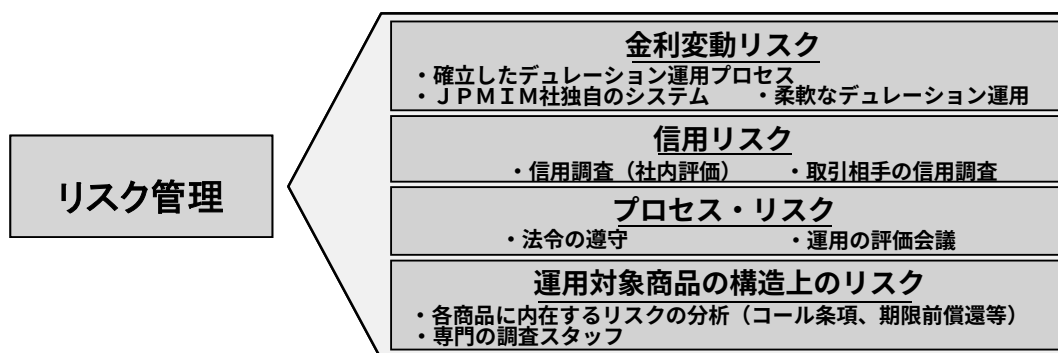
(2) 投資リスクに関する管理体制

① 運用のリスク管理体制

以下は、マザーファンドの運用を行う JPMIM 社におけるものです。

JPMIM 社は、安定的な超過収益を確保するために、適正なリスク管理を行います。

- ・ 金利変動リスクについては、JPMIM 社が確立したデュレーション運用プロセスにより柔軟なデュレーション運用を行うことにより管理します。また、JPMIM 社が開発したシステムにより、随時、投資判断に修正を加えていきます。
- ・ 信用リスクについては、格付機関による格付けに加えて、JPMIM 社独自の信用調査による社内評価を活用することで、正確で迅速な投資判断を行うことにより管理します。また、債券の売買の取引相手の信用調査も行います。
- ・ 運用のプロセスに内在するリスク（プロセス・リスク）については、法令の遵守の確認および運用の評価を会議にて行うことにより管理します。
- ・ 運用対象商品の構造上のリスクについては、専門の調査スタッフが、コール条項、期限前償還等の各商品に内在するリスクを分析することにより管理します。



(2009年3月末現在)

- ・ マザーファンドで保有する債券について、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするために、為替先物予約取引を行うことがあります。その場合リスク・マネジメント部門が日々ヘッジ状況をモニターします。

② 為替ヘッジについてのリスク管理体制

円貨に対する為替ヘッジは、当ファンドにおいては原則として行わず、またマザーファンドにおいては一切行いません。ただし、経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、委託会社の判断により当ファンドにおいて、円貨に対する為替ヘッジを行うことがあります。当ファンドにおいて上記の為替ヘッジが行われた場合は、委託会社のリスク管理部門が日々ヘッジ状況をモニターします。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

- ① 発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.675%（税抜3.5%）が上限となっています。

手数料の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ② 「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午））

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得申込時に、申込手数料はかかりません。

(2) 換金手数料

当ファンドの受益権の換金時に、換金手数料はかかりません。

マザーファンド受益証券の換金時に、換金手数料はかかりません。

(3) 信託報酬等

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.8375%（税抜1.75%）を乗じて得た額とします。

委託会社は、収受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分 (純資産総額に対し)	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.8925% (税抜0.85%)	年率0.8925% (税抜0.85%)	年率0.0525% (税抜0.05%)

信託報酬は、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

委託会社の受ける報酬には、マザーファンドの運用委託に係る投資顧問会社への報酬（信託財産の純資産総額に対し年率0.35%）が含まれています。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4) その他の手数料等

その他、以下の費用を信託財産で負担します。

- ① 有価証券取引、先物取引およびオプション取引にかかる費用（売買委託手数料）が実費でかかります。
- ② 外貨建資産の保管費用が実費でかかります。
- ③ 信託財産に関する租税（キャピタル・ゲイン税は、保有有価証券の売却時に発生し、その課税額は期間按分等の調整を行うことなく税額が確定次第、速やかに全額がマザーファンドに費用計上されます。）、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が実費でかかります。

④ 仕組債に投資する場合、その発行体が発行に関連する費用を発行価格に転嫁している場合があります。この場合、当ファンドは間接的に当該費用を負担することとなります。

⑤ 投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券（以下総称して「投資信託証券」といいます。）に投資する場合には、当該投資信託証券にかかる投資信託、外国投資信託、投資法人または外国投資法人内において発生する、以下のような費用が間接的に当ファンドの負担となります。

(a) 運用報酬

(b) 運用に付随して発生する費用

(c) 法人の運営のための各種の費用（投資法人および外国投資法人のみ）

また、投資信託証券の銘柄によっては上記以外の費用がかかる場合があります。上記の費用は、当ファンドにおいて投資する銘柄やその投資比率が固定されているものではなく、また、銘柄ごとに種類、金額および算出方法が異なり、費用の概要を適切に記載することが困難なことから、具体的な種類、金額および計算方法を記載しておりません。

⑥ 当ファンドの監査費用は、実際に委託会社が支払った費用について信託財産から支弁を受ける方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査に要する諸費用とみなし、そのみなし額の支弁を、毎計算期間終了日および信託終了のとき信託財産中から受けるものとします。

委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

マザーファンドにおいても、上記①から⑤までの費用を負担します。

上記①から⑥までの手数料等の合計額は、当ファンドおよびマザーファンドの運用状況により変動し、事前に確定しておらず、また受益者が当ファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動しますので、表示することができないことから、記載しておりません。当該手数料等は、当ファンドにおいて間接的にご負担いただきます。

(5) 課税上の取扱い

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成21年4月1日現在のものです。

① 個別元本について

追加型の公募株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

＊ 「公募株式投資信託」とは、信託約款上で株式の組入れが可能な投資信託をいいます。当ファンドは、主に新興国の債券に投資するマザーファンドを主要投資対象としますが、信託約款上は株式の組入れが可能なため、課税上は追加型株式投資信託の扱いとなります。以下同様です。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一販売会社であっても、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはそれぞれ別個に、個別元本が計算される場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「②収益分配金の課税について」をご参照ください。）

② 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 法人、個人別の課税の取扱いについて

(a) 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は10%（所得税7%および地方税3%）*となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

＊ 平成23年12月31日までの税率です。平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

(ロ) 一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費^{*1}を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は10%（所得税7%および地方税3%）^{*2}となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記（ハ）損益通算についてをご参照ください。）

上記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、10%（所得税7%および地方税3%）^{*2}の税率で源泉徴収されます。

^{*1} 個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額です。

^{*2} 平成23年12月31日までの税率です。平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

(ハ) 損益通算について

公募株式投資信託（当ファンドを含みます。以下同じ。）の一部解約時、償還時および買取請求時の差損、ならびにその他の上場株式等^{*}の譲渡損は、一定の条件の下で公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取請求時の差益ならびに収益分配金、ならびにその他の上場株式等の譲渡益および配当金と損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができます。損益通算の条件等については、税務専門家（税務署等）または販売会社にご確認ください。

^{*} 上場株式、上場特定株式投資信託（ETF）、上場特定不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託等をいいます。詳しくは税務専門家（税務署等）にお問い合わせください。

(b) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）^{*}の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、特別分配金は課税されません。

^{*} 平成23年12月31日までの税率です。平成24年1月1日からは15%（所得税15%）となる予定です。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めいたします。

5 運用状況

(1) 投資状況

(平成21年 3月19日現在)

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	2,933,133,709	101.07
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	△31,133,713	△1.07
合計(純資産総額)	2,901,999,996	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

親投資信託は、全て「りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)」です(以下同じ)。

(参考) りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成21年 3月19日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	156,012,521	5.32
	マレーシア	105,152,783	3.59
	アルゼンチン	4,076,459	0.14
	メキシコ	662,340,583	22.57
	ブラジル	361,088,784	12.31
	トルコ	355,093,125	12.11
	ハンガリー	254,623,330	8.68
	ペルー	102,550,109	3.50
	ポーランド	308,130,639	10.51
	南アフリカ	213,914,295	7.29
	小計	2,522,982,628	86.02
社債券	アメリカ	55,533,654	1.89
	イギリス	55,459,112	1.89
	小計	110,992,766	3.78
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		299,110,785	10.20
合計(純資産総額)		2,933,086,179	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地又は上場取引所の国/地域を表しております。具体的な投資対象については、交付目論見書の「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (二) ファンドの特色」をご参照ください。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

(平成21年 3月19日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	りそな・JPM新興国現地通貨 ソブリン・マザーファンド (適格機関投資家専用)	3,957,276,996	0.6880	2,722,633,210	0.7412	2,933,133,709	101.07

(参考) りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド (適格機関投資家専用)

(平成21年 3月19日現在)

順位	国／地域	投資国	種類	銘柄名	券面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT 9.5% DEC14 M10	40,730,000	751.02	305,893,277	751.77	306,199,114	9.52	2014/12/18	10.44
2	ポーランド	ポーランド	国債証券	POLAND 6.25% OCT15 1015	10,995,000	2,800.66	307,933,446	2,762.27	303,712,268	6.25	2015/10/24	10.35
3	トルコ	トルコ	国債証券	TURKEY GOVT 16% MAR12	4,820,000	5,462.49	263,292,443	5,700.51	274,765,003	16	2012/3/7	9.37
4	ブラジル	ブラジル	国債証券	BRAZIL 10% JAN17 NTNF	6,580,000	3,769.54	248,036,208	3,891.77	256,078,736	10	2017/1/1	8.73
5	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT 10% DEC24 M20	26,200,000	801.05	209,876,364	778.84	204,056,855	10	2024/12/5	6.96
6	ハンガリー	ハンガリー	国債証券	HUNGARY 8% FEB15 15/A	486,000,000	33.90	164,792,972	34.93	169,794,331	8	2015/2/12	5.79
7	南アフリカ	南アフリカ	国債証券	S. AFRICA 13% AUG10 R153	13,715,000	1,080.81	148,234,202	1,082.01	148,398,617	13	2010/8/31	5.06
8	ブラジル	ブラジル	国債証券	BRAZIL 10% JAN12 NTNF	2,450,000	4,172.61	102,229,105	4,286.12	105,010,048	10	2012/1/1	3.58
9	マレーシア	マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOV 3.833% 1/01	3,410,000	2,698.24	92,009,985	2,698.10	92,005,491	3.833	2011/9/28	3.14
10	アメリカ	コロンビア	国債証券	COLOMBIA GOVT 12% OCT15	1,804,000,000	4.53	81,896,657	4.55	82,152,374	12	2015/10/22	2.80
11	トルコ	トルコ	国債証券	TURKEY FLT JAN11 182R	1,400,000	5,745.36	80,435,143	5,737.72	80,328,122	17.58	2011/1/12	2.74
12	南アフリカ	南アフリカ	国債証券	S. AFRICA 13.5% SEP15 R157	5,140,000	1,278.74	65,727,609	1,274.62	65,515,678	13.5	2015/9/15	2.23
13	ペルー	ペルー	国債証券	PERU GOVT 6.9% AUG37 REGS	2,133,000	2,758.99	58,849,266	2,752.43	58,709,450	6.9	2037/8/12	2.00
14	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT 7.75% DEC17M10	8,088,300	682.92	55,237,205	682.03	55,164,752	7.75	2017/12/14	1.88
15	ハンガリー	ハンガリー	国債証券	HUNGARY 7.25% JUN12 12/B	145,860,000	35.15	51,283,796	36.31	52,971,141	7.25	2012/6/12	1.81
16	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT 9% DEC12 M10	6,870,000	735.46	50,526,181	732.26	50,306,669	9	2012/12/20	1.72
17	アメリカ	エジプト	国債証券	EGYPT GOVT 8.75% JUL12REGS	3,200,000	1,500.89	48,028,574	1,483.96	47,487,028	8.75	2012/7/18	1.62
18	メキシコ	メキシコ	国債証券	MEXICO GOVT 9% DEC09 M17	6,600,000	708.76	46,778,413	706.26	46,613,185	9	2009/12/24	1.59
19	ペルー	ペルー	国債証券	PERU 12.25% AUG11 8-1	1,250,000	3,483.45	43,543,184	3,507.25	43,840,659	12.25	2011/8/10	1.49
20	アメリカ	ドミニカ共和国	社債証券	CITI VAR DOP MAR12 CLN	500,000	7,604.20	38,021,035	7,374.79	36,873,994	0	2012/3/12	1.26
21	ハンガリー	ハンガリー	国債証券	HUNGARY 5.5% FEB14 14/C	100,000,000	31.50	31,502,712	31.85	31,857,858	5.5	2014/2/12	1.09
22	アメリカ	ウルグアイ	国債証券	URUGUAY I/L 3.7% JUN37	12,000,000	194.54	23,345,650	191.58	22,990,636	3.7	2037/6/26	0.78
23	アメリカ	ガーナ	社債証券	CITI VAR GHS JUN10 CLN B	350,000	5,734.24	20,069,843	5,331.33	18,659,658	0	2010/6/9	0.64
24	イギリス	ウガンダ	社債証券	CITI VAR UGX MAY11 CLN	230,000	7,324.67	16,846,755	7,203.22	16,567,416	0	2011/5/30	0.56

順位	国／地域	投資国	種類	銘柄名	券面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
25	イギリス	インド ネシア	社債 券	DB VAR IDR 20JUL18 CLN	150,000	9,253.44	13,880,160	9,117.24	13,675,861	0	2018/7/20	0.47
26	マレー シア	マレー シア	国債 証券	MALAYSIA 4.262% SEP16 1/06	500,000	2,709.52	13,547,611	2,629.45	13,147,292	4.262	2016/9/15	0.45
27	イギリス	ナイ ジェリア	社債 券	CITI VAR NGN NOV13 CLN	175,000	6,546.13	11,455,734	6,613.70	11,573,981	0	2013/11/27	0.39
28	イギリス	インド ネシア	社債 券	DB VAR IDR 22JUL18 CLN A	110,000	9,254.21	10,179,632	9,117.24	10,028,965	0	2018/7/22	0.34
29	ポーラ ンド	ポーラ ンド	国債 証券	POLAND 5.75% SEP22 0922	170,000	2,637.71	4,484,107	2,599.04	4,418,371	5.75	2022/9/23	0.15
30	アルゼ ンチン	アルゼ ンチン	国債 証券	ARGENTINE GOVT 10.5% JUN12	460,000	1,158.34	5,328,391	842.52	3,875,598	10.5	2012/6/12	0.13

(注) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地又は上場取引所の国/地域を表しております。なお、「投資国」は、第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (二) ファンドの特色の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国」における国/地域名が異なる場合があります。

種類別投資比率

(平成21年3月19日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	101.07

(参考) りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド (適格機関投資家専用)

(平成21年3月19日現在)

種類	投資比率 (%)
国債証券	86.02
社債券	3.78

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

平成21年3月19日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1特定期間末	(平成20年8月19日)	2,561	2,635	1.0252	1.0552
第2特定期間末	(平成21年2月19日)	2,725	2,752	0.6021	0.6081
	平成20年3月末日	1,410	—	0.9439	—
	平成20年4月末日	1,510	—	0.9850	—
	平成20年5月末日	1,573	—	1.0179	—
	平成20年6月末日	1,655	—	0.9909	—
	平成20年7月末日	2,385	—	1.0548	—
	平成20年8月末日	2,820	—	1.0141	—
	平成20年9月末日	3,052	—	0.8876	—
	平成20年10月末日	2,759	—	0.7010	—
	平成20年11月末日	2,754	—	0.6696	—
	平成20年12月末日	2,847	—	0.6691	—
	平成21年1月末日	2,728	—	0.6222	—
	平成21年2月末日	2,831	—	0.6274	—
	平成21年3月19日	2,901	—	0.6417	—

(注) 純資産総額（分配付）および1口当たり純資産額（分配付）は特定期間末日のものです。

② 分配の推移

期	1口当たり分配金（円）
第1特定期間	0.0510
第2特定期間	0.0460

③ 収益率の推移

期	収益率（％）
第1特定期間	5.5
第2特定期間	△36.8

(注) 収益率とは特定期間末の基準価額（分配落）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）（以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算して得た額を前特定期間末基準価額で除したものです。

6 手続等の概要

(1) 申込手続等

申 込 方 法	原則として毎営業日に販売会社にて受付けます。 ただし、米国の銀行休業日には、取得申込みの受付は行いません。
申 込 価 格	取得申込日の翌営業日の基準価額とします。 取得申込みには申込手数料を要します。
申 込 単 位	販売会社が定める単位とします。 ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。 収益分配金の受取方法により、申込みには、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。 申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
受 渡 方 法	取得申込代金の支払いについて： 投資家は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金を当該販売会社に支払うものとします。 受益権の引渡しについて： 当ファンドの受益権は振替受益権のため、申込みの販売会社が、取得申込代金の支払いと引き換えに振替機関等の口座に投資家に係る受益権口数の増加を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。当該口座は、当該投資家が販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ申し出た口座とします。
受 付 時 間	原則として午後3時（東京証券取引所が半休日の場合の受付は午前11時）までとします。 販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
申 込 の 中 止	有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付が中止される場合があります。
申 込 取 扱 場 所	販売会社

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先： J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社 TEL：03-6736-2350 （受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午）） HPアドレス：http://www.jpmorganasset.co.jp

(2) 換金手続等

換 金 方 法	原則として毎営業日に販売会社にて解約請求により受付けます。 ただし、米国の銀行休業日には、換金申込みの受付は行いません。
換 金 価 格	換金申込日の翌営業日の基準価額とします。 換金時に手数料はかかりません。 課税については、前記「4 手数料等及び税金(5)課税上の取扱い」をご参照ください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。
受 渡 方 法	換金代金の支払いについて： 原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社の本・支店等においてお支払いいたします。 受益権の引渡しについて： 当ファンドの受益権は振替受益権のため、換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みに係る当ファンドの一部解約の通知を委託会社が行うのと引き換えに、販売会社を通じて当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。なお、換金申込みは振替受益権をもって行うものとします。
受 付 時 間	原則として午後3時（東京証券取引所が半休日の場合の受付は午前11時）までとします。 販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換 金 の 中 止	有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。

7 管理及び運営の概要

(1) 資産管理等の概要

資 産 の 評 価	受益権 1 口当たりの純資産価額（基準価額）は、法令および社団法人投資信託協会規則に従って原則として各営業日に委託会社が計算します。なお、便宜上 1 万口あたりに換算した価額で表示することがあります。 基準価額（1 万口あたり）は、販売会社に問い合わせることにより、また原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊により知ることができます。
保 管	該当事項はありません。
信 託 期 間	無期限です。
計 算 期 間	毎月20日から翌月19日までとします。 計算期間終了日が休業日の場合は翌営業日を計算期間終了日とします。 決算日は原則として毎月19日（休業日の場合は翌営業日）です。
そ の 他	
信 託 の 終 了 等	委託会社は、信託財産の純資産総額が20億円を下回るようになった場合は、当ファンドを終了させることができます。 その他、信託約款は、当ファンドが終了または承継される場合や、受託会社の辞任および解任の場合の取扱いについて規定しています。 《詳しくは、信託約款をご参照ください。》
信 託 約 款 の 変 更 等	委託会社は、受益者の利益のため必要と認められるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、当ファンドの信託約款を変更することまたは当ファンドと他の投資信託との併合ができます。変更内容が重大なものに該当する場合および当ファンドの併合（以下「重大な約款の変更等」といいます。）を行う場合には、書面決議を行います。 《詳しくは、信託約款をご参照ください。》
運 用 報 告 書	委託会社は、2 月、8 月の計算期間終了後および償還時に運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、受益者に対して販売会社を通して交付します。
関 係 会 社 と の 更 新 手 続 等 に 関 す る 点	・委託会社と販売会社との間の募集等の取扱い等に関する契約は、1 年間毎の自動更新規定にしたがって自動更新され、現在に至っています。 ・当ファンドの受益権の募集等の取扱い等も当該契約に基づいています。 ・委託会社と J．P．モルガン・インベストメント・マネージメント・インクとの間の投資運用の委託に関する契約には期限の定めはありません。

(2) 受益者の権利等の概要

収益分配金の請求権	当ファンドにかかる収益の分配を持分に応じて請求することができます。 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日目）までに受益者に支払いを開始します。ただし、「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、収益分配金は再投資されます。
償還金の請求権	償還金を持分に応じて委託会社に請求することができます。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）までに受益者に支払いを開始します。
受益権の一部解約の実行請求権	受益権の一部解約の実行を、委託会社に請求することができます。
反対者の買取請求権	当ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、書面による決議で当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
帳簿の閲覧権	委託会社に対し、その営業時間内に信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第2 財務ハイライト情報

- 当ファンドの財務ハイライト情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載している「(1) 貸借対照表」、「(2) 損益及び剰余金計算書」ならびに「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第55条の5の規定により注記されている事項（以下「重要な会計方針に係る事項に関する注記」といいます。）を抜粋して記載しております。
なお、財務ハイライト情報に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 当ファンドの第1特定期間は信託約款第35条により、平成20年2月29日から平成20年8月19日までとしております。
- 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1特定期間（平成20年2月29日から平成20年8月19日まで）及び第2特定期間（平成20年8月20日から平成21年2月19日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。
（当該監査証明にかかる監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」に添付しております。）

りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド（毎月決算型）

1 貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	前期 (平成20年8月19日現在)	当期 (平成21年2月19日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		2,639,408,299	2,756,634,639
未収入金		629,489	—
流動資産合計		2,640,037,788	2,756,634,639
資産合計		2,640,037,788	2,756,634,639
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		74,941,656	27,155,015
未払解約金		629,489	—
未払受託者報酬		97,211	121,269
未払委託者報酬		3,305,153	4,123,162
その他未払費用		38,872	48,496
流動負債合計		79,012,381	31,447,942
負債合計		79,012,381	31,447,942
純資産の部			
元本等			
元本	※1	2,498,055,225	4,525,835,988
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2	62,970,182	△1,800,649,291
（分配準備積立金）		50,507,135	7,786
元本等合計		2,561,025,407	2,725,186,697
純資産合計		2,561,025,407	2,725,186,697
負債純資産合計		2,640,037,788	2,756,634,639

2 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

区分	注記 番号	前期 (自 平成20年 2 月29日 至 平成20年 8 月19日)	当期 (自 平成20年 8 月20日 至 平成21年 2 月19日)
		金額	金額
営業収益			
有価証券売買等損益		183,730,379	△1,323,546,935
営業収益合計		183,730,379	△1,323,546,935
営業費用			
受託者報酬	※ 1	419,585	740,041
委託者報酬		14,265,699	25,161,273
その他費用		168,474	295,952
営業費用合計		14,853,758	26,197,266
営業利益又は営業損失 (△)		168,876,621	△1,349,744,201
経常利益又は経常損失 (△)		168,876,621	△1,349,744,201
当期純利益又は当期純損失 (△)		168,876,621	△1,349,744,201
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額 (△)		2,757,482	△7,721,370
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		—	62,970,182
剰余金増加額又は欠損金減少額		23,220,359	24,801,575
当期一部解約に伴う剰余金増加額又 は欠損金減少額		2,012,216	24,801,575
当期追加信託に伴う剰余金増加額又 は欠損金減少額		21,208,143	—
剰余金減少額又は欠損金増加額		14,411,010	361,506,277
当期一部解約に伴う剰余金減少額又 は欠損金増加額		1,392,589	758,895
当期追加信託に伴う剰余金減少額又 は欠損金増加額		13,018,421	360,747,382
分配金	※ 2	111,958,306	184,891,940
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		62,970,182	△1,800,649,291

3 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 (自 平成20年 2 月29日 至 平成20年 8 月19日)	当期 (自 平成20年 8 月20日 至 平成21年 2 月19日)
有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益 証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(参考)

当ファンドは「りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

1 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成20年8月19日現在)	(平成21年2月19日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		189,094,239	192,131,775
コール・ローン		105,293,874	88,696,182
国債証券		2,111,149,085	2,295,974,507
社債券		180,530,145	133,255,176
派生商品評価勘定		281,809	3,322,264
未収入金		22,576,750	—
未収利息		31,309,680	48,793,834
前払費用		39,409,654	9,048,740
流動資産合計		2,679,645,236	2,771,222,478
資産合計		2,679,645,236	2,771,222,478
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		170,105	14,612,837
未払金		39,421,419	—
未払解約金		629,489	—
流動負債合計		40,221,013	14,612,837
負債合計		40,221,013	14,612,837
純資産の部			
元本等			
元本	※1	2,429,275,931	4,006,154,105
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		210,148,292	△1,249,544,464
剰余金合計	※2	210,148,292	△1,249,544,464
元本等合計		2,639,424,223	2,756,609,641
純資産合計		2,639,424,223	2,756,609,641
負債・純資産合計		2,679,645,236	2,771,222,478

2 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成20年2月29日 至 平成20年8月19日)	(自 平成20年8月20日 至 平成21年2月19日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	国債証券及び社債券 同左 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

1 名義書換

当ファンドの受益権は、社振法に定める振替投資信託受益権の形態で発行されますので、名義書換手続きはありませんが、その譲渡は以下の手続きにより行われます。

- (1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- (2) 上記(1)の申請があった場合には、上記(1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- (3) 上記(1)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

2 受益者に対する特典

ありません。

3 受益証券の譲渡制限の内容

当ファンドの受益権には、譲渡制限はありません。なお、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4 その他内国投資信託受益証券事務の概要

- (1) 受益権の再分割
委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
- (2) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。
- (3) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

請求目論見書に記載している項目名は次のとおりです。

第1 ファンドの沿革		
第2 手続等	1	申込手続等
	2	換金手続等
第3 管理及び運営	1	資産管理等の概要
	(1)	資産の評価
	(2)	保管
	(3)	信託期間
	(4)	計算期間
	(5)	その他
	2	受益者の権利等
第4 ファンドの経理状況	1	財務諸表
	2	ファンドの現況
第5 設定及び解約の実績		

基本用語の解説

交 付 目 論 見 書	当ファンドの内容を詳しく説明している法定文書で、当ファンドの申込者にあらかじめまたは取得申込みと同時に交付または送付されます。 ※当ファンドを購入する前に必ずお読みください。
請 求 目 論 見 書	交付目論見書の内容を補足している法定文書で、投資家から請求があった場合に交付または送付されます。
純 資 産 総 額	当ファンドに組入れている株式や債券などの資産を時価評価し、合計した金額から未払金等の負債を差し引いた金額をいいます。
自動けいぞく投資	当ファンドから生じる収益分配金を受益者に払い出しせずに、税金を差引いた後、当ファンドの元本に組入れて再投資することをいいます。
基 準 価 額	純資産総額を当ファンドの受益権総口数で割った1口当たりの時価のことをいいます。なお、便宜上1万口に換算した価額で表示することがあります。
収 益 分 配	当ファンドが得た収益の中から受益者へ還元する部分を収益分配といたします。分配の支払額は基準価額の水準、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配を行わない場合もあります。
信 託 報 酬	当ファンドの運用・管理等にかかる費用で信託財産の中から委託会社、受託会社、販売会社に支払われます。
ポートフォリオ	資産運用において、運用対象商品の組入れ銘柄の組み合わせによって構成されている資産内容のことをいいます。
ポートフォリオ・マネジャー	資産の運用を行う運用担当者をいいます。
個 別 元 本	当ファンドの収益分配時、換金時等に課税上の基準となる投資家ごとの元本のことです。原則として個別元本は投資家が当ファンドを取得した時の価格となります。
為 替 ヘ ッ ジ	外貨建の有価証券等に投資する際、為替の変動による投資資産の変動リスクを軽減する取引のことをいいます。当ファンドは原則として為替ヘッジを行いません。
流 動 性	株式や債券などの組入有価証券の売買が、迅速かつ適正な価格で行えるかどうかを計る尺度です。
解 約 請 求	当ファンドの資産を直接取り崩して受益者に返金することを請求することをいいます。

追加型証券投資信託

りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド
(毎月決算型)

信 託 約 款

JPMorgan・アセット・マネジメント株式会社

運用の基本方針等

信託約款第18条に基づき委託者が別に定める運用の基本方針、および信託約款第39条第3項に基づき委託者が別に定める収益分配方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定的かつ高水準の配当等収益（信託約款第39条第1項第1号に定めるものをいい、同号に定めるみなし配当等収益を含みます。以下同じ。）を確保し、かつこの投資信託にかかる信託財産（以下「信託財産」といいます。）の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンドの受益証券に投資します。
- ② 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）および信託約款第25条に定めるみなし保有外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、為替ヘッジを行うことがあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合（信託約款第16条第4項および第6項に基づき算出したものをいいます。）は、信託財産の純資産総額（信託約款第8条第2項に規定するものをいいます。以下同じ。）の10%以下とします。
- ② 投資信託証券（信託約款第16条第1項なお書きに規定するものをいい、マザーファンドの受益証券は除きます。）への実質投資割合（信託約款第16条第5項および第6項に基づき算出したものをいいます。）は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ④ 有価証券先物取引等（信託約款第20条各項に定める取引をいいます。以下同じ。）は、信託約款第20条の範囲で行います。
- ⑤ スワップ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「旧投信法施行規則」といいます。）第4条第5号に規定するものをいいます。以下同じ。）は、信託約款第21条の範囲で行います。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引（旧投信法施行規則第4条第1号および第2号に規定するものをいいます。以下同じ。）は信託約款第22条の範囲で行います。
- ⑦ デリバティブ取引（有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引をいいます。）の利用は、ヘッジ目的に限定しません。

3. 収益分配方針

信託約款第35条に定める計算期間（以下「計算期間」といいます。）終了後に、以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象収益の範囲

計算期間終了日における、信託約款第39条第1項各号に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金の合計額とします。

② 分配対象収益の分配方針

委託者は、上記①の分配対象収益の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案し、原則として、繰越分を含めた配当等収益から分配金額を決定します。ただし、2、5、8、11月の計算期間終了日には、当該配当等収益に加えて、繰越分を含めた信託約款第39条第1項第2号に定める売買益から分配を行うこともあります。また、必ず分配を行うものではありません。

③ 収益を留保した場合の留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

以上

追加型証券投資信託
りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド（毎月決算型）
信託約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（兼営法第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における受託者の利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的、金額および追加信託金の限度額）

第3条 委託者は、金1,000億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項または第49条第2項の規定による信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権（以下単に「受益権」といいます。）の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に定める公募に該当し、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる募集の方法により行われます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第3条第1項に定める信託金にかかる受益権については、信託金1円を1口とし1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど次条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関

等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求および受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、第3条第1項に定める信託金にかかる受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の取得申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する金融商品取引業者(金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者をいいます。以下同じ。)または登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、当該金融商品取引業者または登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、米国の銀行休業日には、受益権の取得申込の受付は行いません。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ③ 第1項における申込は、第7項に規定する場合を除き撤回できないものとします。

- ④ 第1項の申込における受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日より前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑤ 前項の手数料の額は、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関がそれぞれ独自に定めます。

- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関が別に定める自動けいぞく投資約款(またはそれに相当するもの)にしたがって受益者が結んだ契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得の申込みにおける受益権の価額は、当該分配金にかかる第35条に規定する計算期間終了日の基準価額とします。

- ⑦ 委託者は、有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(予測不可能な事態等が起きた場合を含みます。)により、取得申込日における基準価額の計算が不能となった場合、計算された取得申込日における基準価額の正確性に合理的な疑いがあると委託者が判断した場合など、基準価額が確定できない事情(以下「基準価額未定の事情」といいます。)があるときには、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関に、第1項による受益権の取得の申込を中止させることができます。受益権の取得の申込が中止された場合には、第3項にかかわらず、受益者は当該中止以前に行った当日の受益権の取得の申込を撤回できます。ただし、受益者がその受益権の取得の申込を撤回しない場合には、基準価額未定の事情が解消した後に最初に基準価額が計算された日を取得申込日とみなして、第1項にしたがいます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載また

は記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条第2項の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次の各号に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、次に掲げるものに限ります。）にかかる権利
 - (1) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法施行前の旧証券取引法（以下「旧証取法」といいます。）第2条第21項に定める有価証券指数等先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利
 - (2) 有価証券オプション取引（旧証取法第2条第22項に定める有価証券オプション取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利
 - (3) 外国市場証券先物取引（旧証取法第2条第23項に定める外国市場証券先物取引をいいます。）にかかる権利
 - (4) 有価証券店頭指数等先渡取引（旧証取法第2条第25項に定める有価証券店頭指数等先渡取引をいいます。）にかかる権利
 - (5) 有価証券店頭オプション取引（旧証取法第2条第26項に定める有価証券店頭オプション取引をいいます。）にかかる権利
 - (6) 有価証券店頭指数等スワップ取引（旧証取法第2条第27項に定める有価証券店頭指数等スワップ取引をいいます。）にかかる権利
 - (7) 金融先物取引（金融商品取引法施行前の旧金融先物取引法第2条第1項に定める金融先物取引をいいます。）にかかる権利
 - (8) 金融デリバティブ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第14号に定める金融デリバティブ取引をいいます。）にかかる権利
 - (9) 外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。以下同じ。）において行われる有価証券先物取引（旧証取法第2条第20項に定める有価証券先物取引をいいます。以下同じ。）と類似の取引にかかる権利

2. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、前条の資産のうち、主としてJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とする信託契約に基づき設定された親投資信託である、りそな・J P M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下本項において同じ。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で

定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、法令により当該受益証券とみなされる受益権を含みます。)
14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
17. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を主として前項各号に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する全ての株式の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する全ての株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する全ての投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する全ての投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において「信託財産に属するとみなした額」とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める全ての株式または投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法(兼営法第2条第1項にて準用する場合を含みます。以下本条および第27条において同じ。)、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者

（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）受託者の利害関係人、第27条第1項に定める信託業務の委託先もしくはその利害関係人、または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに前条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。また、受託者の利害関係人がその利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、その親法人等もしくは子法人等（金融商品取引法第31条の4第5項もしくは第6項に規定する親法人等もしくは子法人等をいいます。）、または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資を行うことの指図をすることができます、受託者は、委託者の指図により、当該投資を行うことができます。
- ④ 第1項および前項の取扱いは、第20条から第23条まで、第25条、および第30条から第32条までにおける委託者の指図による取引その他これらに類する行為についても同様とします。
- ⑤ 前各項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者はこれに投資することの指図ができるものとします。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第20条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引、ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、またはその効率的な運用に資するため、スワップ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「旧投信法施行規則」といいます。）第4条第5号に規定するものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、スワップ取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内に全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保

の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図・目的・範囲）

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、またはその効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引（旧投信法施行規則第4条第1号および第2号に規定するものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第24条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券および外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）とみなし保有外貨建資産（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産およびみなし保有外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第26条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務または行為を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為

にかかる業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第28条 受託者は、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により、金融機関、金融商品取引業者のうち金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者または外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類するもの（以下、本条において総称して「金融機関等」といいます。）から取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーを、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第30条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

(再投資の指図)

第31条 委託者は、前条の規定による一部解約金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券等の利金、株式の配当金その他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する第16条第2項各号に掲げる投資対象の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、当該投資対象の解約代金および当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とする借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第34条 信託財産に属する有価証券について、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金およびその他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第35条 この信託の計算期間（以下「計算期間」といいます。）は、毎月20日から翌月19日までとします。ただし、最初の計算期間は、平成20年2月29日から平成20年5月19日までとします。

- ② 前項において、計算期間終了日が休業日に該当するときは、計算期間終了日は該当日の翌営業日に変更されるものとし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告等）

第36条 受託者は、計算期間終了日に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理および信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用（これにかかる消費税等に相当する金額を含みます。）ならびに受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 委託者は、前項における信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用については、実費相当額の支弁を受ける方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.02%を乗じて得た額（ただし、年間300万円を上限とします。）を当該監査に要する諸費用とみなし、そのみなし額およびこれにかかる消費税等に相当する金額の合計額の支弁を、計算期間終了日および信託終了の日の翌営業日以降、信託財産中から受けるものとします。本項に基づいて委託者が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

（信託報酬の総額）

第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.75%を乗じて得た金額とします。

- ② 前項の信託報酬は、計算期間を通じて毎日計上し、計算期間終了日および信託終了の日の翌営業日にその日までの計上額のうち支弁されていない額を信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分方法は別に定めるものとします。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、計算期間を通じて毎日計上し、前項の信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ④ 委託者は、主要投資対象とするマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、第1項に基づいて委託者が受ける報酬から次の各号にしたがい支弁するものとします。
1. 報酬額は、次号に定める報酬対象期間を通じて毎日、前日終了時点の信託財産の純資産総額に年率0.35%を乗じて得た額の合計額とします。
 2. 報酬対象期間は、毎年2月20日から8月19日までおよび8月20日から翌年2月19日までとします。ただし、報酬対象期間終了日に該当する日が休業日の場合はその翌営業日を終了日とし、その翌日より次の報酬対象期間が開始されるものとします。また、この信託の終了の場合は、報酬対象期間終了日は信託終了の日とします。なお、最初の報酬対象期間は平成20年2月29日からとします。
 3. 支弁の時期は、報酬対象期間終了日の翌営業日以降とします。

（利益の処理方法）

第39条 信託財産から生ずる計算期間終了日における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利金、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、前条第1項に規定する信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、前条第1項に規定する信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。
- ② 前項第1号における「みなし配当等収益」とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益

の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に対する信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ③ 委託者は、計算期間終了日において、別に定める収益分配方針にしたがって、第1項各号に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金の合計額から収益の分配を行うことができます。分配を行わない額については、次計算期間以降の分配にあてるため分配準備積立金として積み立てます。

- ④ 計算期間終了日において、信託財産につき生じた損失は、次計算期間に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第40条 受託者は、収益分配金および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額をその時点における受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については次条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日まで、一部解約金については次条第4項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受託者は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第41条 収益分配金は、計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関は、受益者に対し、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第43条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関の営業所等において行うものとしします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど追加信託にかかる受益権の口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど追加信託にかかる受益権の口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

(収益分配金および償還金の時効)

第42条 受益者が、収益分配金について前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、または償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第43条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、米国の銀行休業日には、一部解約の実行請求の受付は行いません。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、基準価額未定の事情が生じたときには、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、基準価額未定の事情が解消した後に最初に基準価額が計算された日を一部解約の実行請求日とみなして、第3項に準じて一部解約の価額を計算します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第44条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第45条 委託者は、信託契約締結日から1年経過以降、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の場合において、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合委託者は、あらかじめ書面決議の日、信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、第1項において委託者がこの信託契約の解約をしようとする場合において、当該解約につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業は承継されることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者

を解任した場合、委託者は、次条の規定にしたがうとともに、新受託者を選任します。なお、受益者は、本項による場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者は、新受託者を選任できないときは、信託契約を解約し、信託を終了させます。
(信託約款の変更等)

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の場合（この信託約款の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）において、書面決議を行います。この場合委託者は、あらかじめ書面決議の日、重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、第1項において委託者が重大な約款の変更等を行おうとする場合において、当該重大な約款の変更等につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第51条 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第45条第2項または前条第2項に規定する書面に付記します。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第52条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第53条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第54条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

平成20年2月29日

委託者 J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託者 株式会社りそな銀行

親投資信託

りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド
(適格機関投資家専用)

信 託 約 款

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

運用の基本方針

信託約款第 19 条に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定的かつ高水準の配当等収益（配当金、利金、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）を確保し、かつこの投資信託にかかる信託財産（以下「信託財産」といいます。）の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

- ① 主要投資対象は、新興国の政府または政府機関の発行する債券とします。
「新興国」とは、信託約款第 20 条第 1 項に規定する者が、国内経済が成長過程にあると判断する国をいいます（以下同じ）。また、「政府機関の発行する債券」とは、政府機関により発行され、元本および利息の支払いについて政府保証の付いた債券をいいます（以下同じ）。
- ② 上記①のほか、信託財産の純資産総額（信託約款第 8 条に規定するものをいいます。以下同じ。）の 20%を上限に、政府および政府機関の発行する債券以外の、新興国に所在する発行体の発行する債券を投資対象とします。
- ③ 上記①および②のほか、一つまたは複数の新興国の発行体の信用リスクまたは債券指数の収益率を主として反映する仕組債に投資する場合があります。当該債券は、反映する信用リスクまたは債券指数の収益率を増大させる仕組みを持たないものに限り、またその場合、当該債券の発行体の格付は、信用リスクを反映しようとする発行体の格付（格付機関が公表するもの）または収益率を反映しようとする債券指数の格付（当該指数の作成者が公表するもの）以上とします。当該債券への投資は、信託財産の純資産総額の 35%未満とします。

(2)投資態度

- ① 上記(1)①、②および③に掲げる債券（以下「投資対象債券」といいます。）に投資し、安定的かつ高水準の配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。
- ② 投資対象債券は、主に当該債券発行国（なお、上記(1)③に掲げる仕組債に関しては、反映対象の信用リスクまたは収益率にかかる発行体の所在国とします。）の現地通貨に基づく運用成果が得られるものとし、信託財産の純資産総額の 75%以上をそのような債券に投資します。
- ③ 信託財産として保有する債券の平均格付は、BB-（スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービズ）またはBaa3（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク）以上に維持します。平均格付の算出にあたり、個々の債券の銘柄が上記の各格付機関から異なる格付を得ている場合は、最も高い格付により判断し平均を算出します。信託約款第 20 条第 1 項に定める者は上記のいずれの格付機関からも格付を付与されていない債券にも投資する場合がありますが、当該債券に投資した場合の平均格付は、信託約款第 20 条第 1 項に定める者の判断により当該債券をスタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービズまたはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクの格付にあてはめた上で算出します。
- ④ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）については、円貨に対する為替ヘッジを行いません。なお、保有する債券について、市況に応じて信託約款第 20 条第 1 項に定める者が必要と判断した場合は、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするために、機動的に外国為替の売買の予約を行うことがあります。

(3)投資制限

- ① 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ② 投資信託証券（信託約款第 17 条第 1 項なお書きに規定するものをいいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ④ 有価証券先物取引等（信託約款第 22 条各項に定める取引をいいます。以下同じ。）は、信託約款第 22 条の範囲で行います。
- ⑤ スワップ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「旧投信法施行規則」といいます。）第 4 条第 5 号に規定するものをいいます。以下同じ。）は、信託約款第 23 条の範囲で行います。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引（旧投信法施行規則第 4 条第 1 号および第 2 号に規定するものをいいます。以下同じ。）は信託約款第 24 条の範囲で行います。
- ⑦ デリバティブ取引（有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引をいいます。）の利用は、ヘッジ目的に限定しません。

以上

親投資信託
りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）
信託約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（兼営法第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みません。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における受託者の利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的、金額および追加信託金の限度額）

第3条 委託者は、金1,000億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第1項もしくは第2項、第46条第1項、第47条第1項または第49条第2項の規定による信託契約解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益証券（以下単に「受益証券」といいます。）の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募に該当し、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる私募の方法により行われます。

（受益者）

第6条 この信託の元本および収益の受益者は、受益証券を投資対象とするJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である株式会社りそな銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第3条第1項に定める信託金にかかる受益権については、信託金1円を1口とし1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど次条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価したものをいいます。）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）をその時点の受益権総口数で除した金額（以下「1口当たり純資産」といいます。）に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第10条 委託者は、第12条に基づく受益証券取得申込者からの受益証券を記名式とする請求を受け、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 受益証券は、1口の整数倍の口数を表示するものとします。

③ 受益者は受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 受益証券には、「りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」という名称を付します。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信

託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(受益証券の無記名式への変更)

第12条 受益証券の取得申込者は、取得申込時において、委託者に受益証券を記名式とするよう請求するものとします。また、当該請求により記名式となった受益証券を、無記名式とする請求をすることはできません。

(記名式の受益証券の再交付)

第13条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合などの再交付)

第14条 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第15条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次の各号に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、次に掲げるものに限ります。）にかかる権利

(1) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法施行前の旧証券取引法（以下「旧証取法」といいます。）第2条第21項に定める有価証券指数等先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

(2) 有価証券オプション取引（旧証取法第2条第22項に定める有価証券オプション取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利

(3) 外国市場証券先物取引（旧証取法第2条第23項に定める外国市場証券先物取引をいいます。）にかかる権利

(4) 有価証券店頭指数等先渡取引（旧証取法第2条第25項に定める有価証券店頭指数等先渡取引をいいます。）にかかる権利

(5) 有価証券店頭オプション取引（旧証取法第2条第26項に定める有価証券店頭オプション取引をいいます。）にかかる権利

(6) 有価証券店頭指数等スワップ取引（旧証取法第2条第27項に定める有価証券店頭指数等スワップ取引をいいます。）にかかる権利

(7) 金融先物取引（金融商品取引法施行前の旧金融先物取引法第2条第1項に定める金融先物取引をいいます。）にかかる権利

(8) 金融デリバティブ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第14号に定める金融デリバティブ取引をいいます。）にかかる権利

(9) 外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。以下同じ。）において行われる有価証券先物取引（旧証取法第2条第20項に定める有価証券先物取引をいいます。以下同じ。）と類似の取引にかかる権利

2. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者（第20条第1項に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、第19条、第21条から第25条まで、第27条、第29条第3項第3号、第32条および第33条において同じ。）は、信託金を、前条の資産のうち主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下本項において同じ。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、法令により当該受益証券とみなされる受益権を含みます。）
 14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を主として前項各号に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する全ての株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する全ての投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法（兼営法第2条第1項にて準用する場合を含みます。以下本条および第29条において同じ。）、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）、受託者の利害関係人、第29条第1項に定める信託業務の委託先もしくはその利害関係人、または受託者における他の信託財産との間で、第16条ならびに前条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律な

らびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。また、受託者の利害関係人がその利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、その親法人等もしくは子法人等（金融商品取引法第31条の4第5項もしくは第6項に規定する親法人等もしくは子法人等をいいます。）、または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資を行うことができます。
- ④ 第1項および前項の取扱い、第22条から第25条まで、第27条、第32条および第33条における委託者の指図による取引その他これらに類する行為についても同様とします。
- ⑤ 前各項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（運用の権限委託）

第20条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

J. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク
245 Park Avenue New York, NY, U.S.A.

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、受益証券を投資対象とする投資信託であるりそな・J P M新興国現地通貨ソブリン・ファンド（毎月決算型）（以下本項において「ベビーファンド」といいます。）の委託者がベビーファンドから受ける報酬より、次の各号に従い支弁されます。
 - 1. 報酬額は、次号に定める報酬対象期間を通じて毎日、前日終了時点におけるベビーファンドの信託財産の純資産総額に年率0.35%を乗じて得た額とします。
 - 2. 報酬対象期間は、毎年2月20日から8月19日までおよび8月20日から翌年2月19日までとします。ただし、各報酬対象期間終了日に該当する日が休業日の場合はその翌営業日を終了日とし、その翌日より次の報酬対象期間が開始されるものとします。また、この信託終了の場合は、報酬対象期間終了日は信託終了の日とします。なお、最初の報酬対象期間は平成20年2月29日からとします。
 - 3. 支弁の時期は、前号に定める報酬対象期間の終了日の翌営業日以降とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法令に違反した場合、この信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

（投資する株式等の範囲）

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者はこれに投資することの指図ができるものとします。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第22条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引、ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション

ョン取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、またはその効率的な運用に資するため、スワップ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「旧投信法施行規則」といいます。）第4条第5号に規定するものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、スワップ取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内に全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、またはその効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引（旧投信法施行規則第4条第1号および第2号に規定するものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第26条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第27条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券および外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第28条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務または行為を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第30条 受託者は、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により、金融機関、金融商品取引業者のうち金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者または外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類するもの（以下、本条において総称して「金融機関等」といいます。）から取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーを、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

- 第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券の売却等の指図）

第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

（再投資の指図）

第33条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

- 第35条 信託財産に属する有価証券について、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金その他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

- 第36条 この信託の計算期間（以下「計算期間」といいます。）は、毎年2月20日から8月19日までおよび8月20日から翌年2月19日までとします。ただし、最初の計算期間は、平成20年2月29日からとします。
- ② 前項において、計算期間終了日が休業日に該当するときは、計算期間終了日は該当日の翌営業日に変更されるものとし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告等）

- 第37条 受託者は、計算期間終了日に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。

- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第39条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第40条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、信託期間中には分配しません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第41条 追加信託金または信託契約の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託の場合は追加信託差金として、信託契約の一部解約の場合は解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第42条 受託者は、この信託が終了したときは、償還金（信託終了時における1口当たり純資産をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受託者は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

第43条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

(一部解約)

第44条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。

- ② 前項における一部解約にかかる額は、一部解約を行う日の前営業日の1口当たり純資産に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第45条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、受益証券を投資対象とすることをその信託約款において定める全ての証券投資信託が終了することとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の場合において、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合委託者は、あらかじめ書面決議の日、信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、第1項において委託者がこの信託契約の解約をしようとする場合において、当該解約につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委

託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業は承継されることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、次条の規定にしたがうとともに、新受託者を選任します。なお、受益者は、本項による場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者は、新受託者を選任できないときは、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の場合（この信託約款の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）において、書面決議を行います。この場合委託者は、あらかじめ書面決議の日、重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、第1項において委託者が重大な約款の変更等をしようとする場合において、当該重大な約款の変更等につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第51条 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第45条第3項または前条第2項に規定する書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第52条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を受益者に交付しません。

(運用報告書)

第53条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書を受益者に交付しません。

(公告)

第54条 委託者が行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

平成 20 年 2 月 29 日

委託者 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託者 株式会社りそな銀行

りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド (毎月決算型)

追加型投信／海外／債券／自動けいぞく投資可能

投資信託説明書(請求目論見書)2009. 5

設定・運用は
JPモルガン・アセット・マネジメント

りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド（毎月決算型）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）（以下「金融商品取引法」といいます。）第5条の規定により有価証券届出書を平成21年5月18日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成21年5月19日に生じております。

本文書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、有価証券届出書 第三部「ファンドの詳細情報」の内容を記載した、金融商品取引法第15条第3項に基づき投資家の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。当ファンドの課税上の取り扱いは、「公募株式投資信託」となります。

目 次

	頁
請求目論見書	
第三部 ファンドの詳細情報	1
第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等	
1 申込手続等	1
2 換金手続等	3
第3 管理及び運営	
1 資産管理等の概要	4
2 受益者の権利等	7
第4 ファンドの経理状況	8
第5 設定及び解約の実績	24

第三部 ファンドの詳細情報

《以下で使用する用語の定義は、本書で別段の定めがある場合を除き、全て「りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド（毎月決算型）」の、金融商品取引法第15条第2項本文に規定する、あらかじめまたは取得申込みと同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）のとおりとします。》

第1 ファンドの沿革

平成20年2月29日 当ファンドおよびマザーファンドの信託契約締結、設定・運用開始

第2 手続等

1 申込手続等

① 申込方法

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益権の取得申込みの受付が行われます。

ただし、米国の銀行休業日には、取得申込みの受付は行いません。

② 申込価格

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込みには、申込手数料を要します。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額（1万口当たり）は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額（1万口当たり）は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

③ 申込単位

収益分配金の受取方法により、申込みには、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。

いずれのコース共、申込単位は、販売会社が定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。

申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

④ 受渡方法

(a)取得申込代金の支払いについて

投資家は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金を当該販売会社に支払うものとします。

(b)受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、申込みの販売会社が、取得申込代金の支払いと引き換えに振替機関等の口座に投資家に係る受益権口数の増加を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。当該口座は、当該投資家が販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ申し出た口座とします。なお、委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

⑤ 受付時間

取得申込みの受付は、原則として午後3時（東京証券取引所が半休日の場合の受付は午前11時）までとします。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。

販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

⑥ 申込の中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、投資家は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、投資家はその取得申込みを撤回しない場合には、その取得申込みは当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその取得申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

⑦ 申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午））

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

2 換金手続等

① 換金方法

原則として毎営業日に販売会社にて解約請求により受付けます。
ただし、米国の銀行休業日には、換金申込みの受付は行いません。

② 換金価格

換金申込日の翌営業日の基準価額とします。

(換金にかかる課税については、交付目論見書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。)

換金価格は、毎営業日に計算され、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。
販売会社に関しては、前記「1 申込手続等 ⑦ 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

換金時に手数料はかかりません。

③ 換金単位

販売会社が定める単位とします。

④ 受渡方法

(a) 換金代金の支払いについて

原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社の本・支店等においてお支払いいたします。

(b) 受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みに係る当ファンドの信託契約の一部解約の通知を委託会社が行うのと引き換えに、販売会社を通じて当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。なお、換金申込みは振替受益権をもって行うものとしします。

⑤ 受付時間

換金申込みの受付は、原則として午後3時（東京証券取引所が半休日の場合の受付は午前11時）までとします。これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとします。

販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

⑥ 換金の中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、その換金申込みは当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその換金申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

受益権1口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権1口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

受益権1万口当たりの基準価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、受益権1万口当たりの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は午前9時から正午））

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

無期限です。

ただし、後記「(5) その他 ① 信託の終了等」に記載する特定の場合には、信託は終了します。

(4) 計算期間

当ファンドの計算期間は、毎月20日から翌月19日までとします。

計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、上記より当ファンドの決算日は原則として毎月19日（該当日が休業日の場合は翌営業日）となります。

(5) その他

① 信託の終了等（詳しくは、交付目論見書に添付されている信託約款をご参照ください。）

(a) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。その場合委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記a.の場合において、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合委託会社は、あらかじめ書面決議の日、信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 前記b.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託の信託財産に当ファンドの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記b.の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 前記b.からd.までの規定は、前記a.において委託会社が当ファンドの信託契約の解約をしようとする場合において、当該解約につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(b) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、後記「②信託約款の変更等」の規定にしたがいます。

(c) 委託会社の登録取消に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させるものとします。ただし、監督官庁が当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「②信託約款の変更等」での書面決議で否決された場合を除き、当ファンドはその委託会社と受託会社との間において存続します。

(d) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業は承継されることがあります。

(e) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「②信託約款の変更等」の規定にしたがうとともに、新受託会社を選任します。ただし、委託会社は、新受託会社を選任できないときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受益者は、上記の手続による場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

- ② 信託約款の変更等（詳しくは、交付目論見書に添付されている信託約款をご参照ください。）
- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することまたは当ファンドと他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、当ファンドの信託約款は②に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- (b) 委託会社は、前記(a)の場合（当ファンドの信託約款の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）において、書面決議を行います。この場合委託会社は、あらかじめ書面決議の日、重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (c) 前記(b)の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 前記(b)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 前記(b)から(e)までの規定は、前記(a)において委託会社が重大な約款の変更等を行う場合において、当該重大な約款の変更等につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 前記(a)から(f)までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- ③ 運用報告書
- 委託会社は、当ファンドについて、2月、8月の計算期間終了日毎および償還時に運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。
- ④ 関係会社との契約の更新等に関する手続について
- 委託会社と販売会社との間の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とするとされています。委託会社と販売会社との間の当該契約は、かかる規定に従って自動更新され、現在に至っています。当ファンドの受益権の募集等の取扱い等も当該契約に基づいています。
- 委託会社とJ. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インクとの間の投資運用の委託に関する契約には期限の定めはありません。
- ⑤ 委託会社が行う公告
- 委託会社が当ファンドについて行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

2 受益者の権利等

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドにかかる収益の分配を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日目）までに、毎計算期間終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる毎計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始します。ただし、「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付され、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとしします。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）までに、信託終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始します。当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還の通知をするのと引き換えに、販売会社を通じて当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行うものとしします。

受益者が、償還金について上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとしします。

(3) 受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約を請求する権利を有します。

(4) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前述の「1 資産管理等の概要 (5) その他 ① 信託の終了等」または「② 信託約款の変更等」に規定する公告または書面に付記します。

(5) 帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4 ファンドの経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3. 当ファンドの第1特定期間は信託約款第35条により、平成20年2月29日から平成20年8月19日までとしております。

4. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1特定期間（平成20年2月29日から平成20年8月19日まで）及び第2特定期間（平成20年8月20日から平成21年2月19日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成20年10月15日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

鶴田光夫



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド（毎月決算型）の平成20年2月29日から平成20年8月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド（毎月決算型）の平成20年8月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成21年4月8日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド（毎月決算型）の平成20年8月20日から平成21年2月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド（毎月決算型）の平成21年2月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド（毎月決算型）

（1）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	前期 (平成20年 8 月19日現在)	当期 (平成21年 2 月19日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		2,639,408,299	2,756,634,639
未収入金		629,489	—
流動資産合計		2,640,037,788	2,756,634,639
資産合計		2,640,037,788	2,756,634,639
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		74,941,656	27,155,015
未払解約金		629,489	—
未払受託者報酬		97,211	121,269
未払委託者報酬		3,305,153	4,123,162
その他未払費用		38,872	48,496
流動負債合計		79,012,381	31,447,942
負債合計		79,012,381	31,447,942
純資産の部			
元本等			
元本	※ 1	2,498,055,225	4,525,835,988
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※ 2	62,970,182	△1,800,649,291
（分配準備積立金）		50,507,135	7,786
元本等合計		2,561,025,407	2,725,186,697
純資産合計		2,561,025,407	2,725,186,697
負債純資産合計		2,640,037,788	2,756,634,639

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

区分	注記 番号	前期 (自 平成20年 2月29日 至 平成20年 8月19日)	当期 (自 平成20年 8月20日 至 平成21年 2月19日)
		金額	金額
営業収益	※ 1		
有価証券売買等損益		183,730,379	△1,323,546,935
営業収益合計		183,730,379	△1,323,546,935
営業費用			
受託者報酬		419,585	740,041
委託者報酬		14,265,699	25,161,273
その他費用		168,474	295,952
営業費用合計		14,853,758	26,197,266
営業利益又は営業損失 (△)		168,876,621	△1,349,744,201
経常利益又は経常損失 (△)		168,876,621	△1,349,744,201
当期純利益又は当期純損失 (△)		168,876,621	△1,349,744,201
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額 (△)	※ 2	2,757,482	△7,721,370
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		—	62,970,182
剰余金増加額又は欠損金減少額		23,220,359	24,801,575
当期一部解約に伴う剰余金増加額又 は欠損金減少額		2,012,216	24,801,575
当期追加信託に伴う剰余金増加額又 は欠損金減少額		21,208,143	—
剰余金減少額又は欠損金増加額		14,411,010	361,506,277
当期一部解約に伴う剰余金減少額又 は欠損金増加額		1,392,589	758,895
当期追加信託に伴う剰余金減少額又 は欠損金増加額		13,018,421	360,747,382
分配金		111,958,306	184,891,940
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		62,970,182	△1,800,649,291

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 (自 平成20年 2月29日 至 平成20年 8月19日)	当期 (自 平成20年 8月20日 至 平成21年 2月19日)
有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益 証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成20年 8月19日現在)	当期 (平成21年 2月19日現在)
※ 1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設 定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	1,227,998,651円	2,498,055,225円
期中追加設定元本額	2,003,016,869円	2,172,466,056円
期中一部解約元本額	732,960,295円	144,685,293円
※ 2 元本の欠損	—	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、 その差額は1,800,649,291 円であります。
※ 3 特定期間末日における受益権の総数	2,498,055,225口	4,525,835,988口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 (自 平成20年 2 月29日 至 平成20年 8 月19日)	当期 (自 平成20年 8 月20日 至 平成21年 2 月19日)
※ 1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年率0.35%を乗じて得た額	同左
※ 2 分配金の計算過程		
	(自 平成20年 2 月29日 至 平成20年 5 月19日)	(自 平成20年 8 月20日 至 平成20年 9 月19日)
費用控除後の配当等収益額	13,015,805円	12,817,025円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	5,852,781円	－円
収益調整金額	1,605,956円	72,396,570円
分配準備積立金額	－円	49,928,066円
当ファンドの分配対象収益額	20,474,542円	135,141,661円
当ファンドの期末残存口数	1,559,342,734口	3,271,589,602口
1万口当たり収益分配対象額	131.30円	413.07円
1万口当たり分配金額	70.00円	80.00円
収益分配金金額	10,915,399円	26,172,716円
	(自 平成20年 5 月20日 至 平成20年 6 月19日)	(自 平成20年 9 月20日 至 平成20年10月20日)
費用控除後の配当等収益額	20,428,367円	13,334,441円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	12,286,035円	－円
収益調整金額	8,364,608円	92,234,621円
分配準備積立金額	5,840,809円	36,186,931円
当ファンドの分配対象収益額	46,919,819円	141,755,993円
当ファンドの期末残存口数	1,610,791,378口	3,809,016,494口
1万口当たり収益分配対象額	291.28円	372.15円
1万口当たり分配金額	70.00円	80.00円
収益分配金金額	11,275,539円	30,472,131円
	(自 平成20年 6 月20日 至 平成20年 7 月22日)	(自 平成20年10月21日 至 平成20年11月19日)
費用控除後の配当等収益額	23,807,260円	12,649,979円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	13,665,460円	－円
収益調整金額	25,447,986円	100,597,867円
分配準備積立金額	26,343,497円	18,846,275円
当ファンドの分配対象収益額	89,264,203円	132,094,121円
当ファンドの期末残存口数	2,117,958,917口	4,066,868,321口
1万口当たり収益分配対象額	421.46円	324.80円
1万口当たり分配金額	70.00円	80.00円
収益分配金金額	14,825,712円	32,534,946円

区分	前期 (自 平成20年 2 月29日 至 平成20年 8 月19日)	当期 (自 平成20年 8 月20日 至 平成21年 2 月19日)
	(自 平成20年 7 月23日 至 平成20年 8 月19日)	(自 平成20年11月20日 至 平成20年12月19日)
費用控除後の配当等収益額	17,527,101円	18,919,254円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	59,536,330円	－円
収益調整金額	41,029,556円	103,825,169円
分配準備積立金額	48,385,360円	2,416円
当ファンドの分配対象収益額	166,478,347円	122,746,839円
当ファンドの期末残存口数	2,498,055,225口	4,221,432,652口
1万口当たり収益分配対象額	666.43円	290.77円
1万口当たり分配金額	300.00円	80.00円
収益分配金金額	74,941,656円	33,771,461円
		(自 平成20年12月20日 至 平成21年 1 月19日)
費用控除後の配当等収益額		22,479,119円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額		－円
収益調整金額		92,151,112円
分配準備積立金額		5,419円
当ファンドの分配対象収益額		114,635,650円
当ファンドの期末残存口数		4,348,208,979口
1万口当たり収益分配対象額		263.63円
1万口当たり分配金額		80.00円
収益分配金金額		34,785,671円
		(自 平成21年 1 月20日 至 平成21年 2 月19日)
費用控除後の配当等収益額		15,246,689円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額		－円
収益調整金額		83,528,112円
分配準備積立金額		8,638円
当ファンドの分配対象収益額		98,783,439円
当ファンドの期末残存口数		4,525,835,988口
1万口当たり収益分配対象額		218.26円
1万口当たり分配金額		60.00円
収益分配金金額		27,155,015円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 (平成20年 8 月19日現在)		当期 (平成21年 2 月19日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当特定期間の損益 に含まれた評価差 額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当特定期間の損益 に含まれた評価差 額 (円)
親投資信託受益証券	2,639,408,299	81,492,712	2,756,634,639	△150,263,936
合計	2,639,408,299	81,492,712	2,756,634,639	△150,263,936

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

区分	前期 (平成20年 8 月19日現在)	当期 (平成21年 2 月19日現在)
1口当たりの純資産額	1.0252円	0.6021円
(1万口当たりの純資産額)	(10,252円)	(6,021円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表 (平成21年 2 月19日現在)

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・ マザーファンド (適格機関投資家専用)	4,006,154,105	2,756,634,639	
合計			4,006,154,105	2,756,634,639	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成20年8月19日現在)	(平成21年2月19日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		189,094,239	192,131,775
コール・ローン		105,293,874	88,696,182
国債証券		2,111,149,085	2,295,974,507
社債券		180,530,145	133,255,176
派生商品評価勘定		281,809	3,322,264
未収入金		22,576,750	—
未収利息		31,309,680	48,793,834
前払費用		39,409,654	9,048,740
流動資産合計		2,679,645,236	2,771,222,478
資産合計		2,679,645,236	2,771,222,478
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		170,105	14,612,837
未払金		39,421,419	—
未払解約金		629,489	—
流動負債合計		40,221,013	14,612,837
負債合計		40,221,013	14,612,837
純資産の部			
元本等			
元本	※ 1	2,429,275,931	4,006,154,105
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)		210,148,292	△1,249,544,464
剰余金合計	※ 2	210,148,292	△1,249,544,464
元本等合計		2,639,424,223	2,756,609,641
純資産合計		2,639,424,223	2,756,609,641
負債・純資産合計		2,679,645,236	2,771,222,478

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成20年 2月29日 至 平成20年 8月19日)	(自 平成20年 8月20日 至 平成21年 2月19日)
1. 有価証券の 評価基準及 び評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則と して時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有 価証券 金融商品取引所等に上場されている 有価証券は、原則として金融商品取引 所等における計算期間末日の最終相場 (外貨建証券の場合は計算期間末日に おいて知りうる直近の最終相場)で評 価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所 等の最終相場がない場合には、当該金 融商品取引所等における直近の日の最 終相場で評価しておりますが、直近の 日の最終相場によることが適当でない と認められた場合は、当該金融商品取 引所等における計算期間末日又は直近 の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない 有価証券 当該有価証券については、原則とし て、日本証券業協会発表の売買参考統 計値(平均値)、金融機関の提示する 価額(ただし、売気配相場は使用しな い)又は価格提供会社の提供する価額 のいずれかから入手した価額で評価し ております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場 合又は入手した評価額が時価と認定で きない事由が認められた場合は、委託 会社が忠実義務に基づいて合理的事由 をもって時価と認めた価額もしくは受 託者と協議のうえ両者が合理的事由を もって時価と認めた価額で評価してお ります。	国債証券及び社債券 同左 (1)金融商品取引所等に上場されている有 価証券 同左 (2)金融商品取引所等に上場されていない 有価証券 同左 (3)時価が入手できなかった有価証券 同左
2. デリバティ ブ等の評価 基準及び評 価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評 価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが 国における計算期間末日の対顧客先物売 買相場の仲値によって計算してしま す。	為替予約取引 同左

区分	(自 平成20年 2月29日 至 平成20年 8月19日)	(自 平成20年 8月20日 至 平成21年 2月19日)
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成20年 8月19日現在)	(平成21年 2月19日現在)
※ 1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	1,227,998,651円	2,429,275,931円
期中追加設定元本額	1,973,273,335円	2,013,560,090円
期中解約元本額	771,996,055円	436,681,916円
本報告書における開示対象ファンドの期末における元本の内訳 (注)		
りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド (毎月決算型)	2,429,275,931円	4,006,154,105円
合 計	2,429,275,931円	4,006,154,105円
※ 2 元本の欠損	—	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,249,544,464円であります。
※ 3 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	2,429,275,931口	4,006,154,105口

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成20年 8 月19日現在)		(平成21年 2 月19日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益 に含まれた評価差 額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益 に含まれた評価差 額 (円)
国債証券	2,111,149,085	△167,015	2,295,974,507	△15,833,083
社債券	180,530,145	△17,155,409	133,255,176	△40,695,032
合計	2,291,679,230	△17,322,424	2,429,229,683	△56,528,115

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

区分	(自 平成20年 2 月29日 至 平成20年 8 月19日)	(自 平成20年 8 月20日 至 平成21年 2 月19日)
1. 取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避及び効率的な運用に資することを目的としております。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従い、運用担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

Ⅱ 取引の時価等に関する事項
(通貨関連)

区分	種類	(平成20年8月19日現在)				(平成21年2月19日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	アメリカドル	63,294,127	—	63,193,115	△101,012	149,564,000	—	141,256,328	△8,307,672
	新トルコ・リラ	—	—	—	—	104,547,329	—	99,306,000	△5,241,329
	売建								
	アメリカドル	99,000,000	—	98,870,546	129,454	113,547,329	—	114,546,901	△999,572
	新トルコ・リラ	24,294,127	—	24,210,865	83,262	102,564,000	—	99,306,000	3,258,000
合計		186,588,254	—	186,274,526	111,704	470,222,658	—	454,415,229	△11,290,573

(注) 1. 為替予約の時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

区分	(平成20年8月19日現在)	(平成21年2月19日現在)
1口当たりの純資産額	1.0865円	0.6881円
(1万口当たりの純資産額)	(10,865円)	(6,881円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（平成21年2月19日現在）

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	アルゼンチンペソ	ARGENTINE GOVT 10.5% JUN12		460,000.00	202,215.99	
		ARGENTINE I/L VAR FEB18		97,841.00	48,111.32	
	計	銘柄数：	2	557,841.00	250,327.31	
					(6,691,248)	
		組入時価比率：	0.2%		0.3%	
	メキシコペソ	MEXICO GOVT 9% DEC12 M10		16,370,000.00	17,273,352.84	
		MEXICO GOVT 10% DEC24 M20		26,200,000.00	30,111,386.52	
		MEXICO GOVT 7.75% DEC17M10		8,088,300.00	7,924,993.68	
		MEXICO GOVT 8% DEC13 M110		7,000,000.00	7,096,843.25	
		MEXICO GOVT 9% DEC09 M17		6,600,000.00	6,711,393.55	
		MEXICO GOVT 9.5% DEC14 M10		40,730,000.00	43,887,127.38	
	計	銘柄数：	6	104,988,300.00	113,005,097.22	
					(724,362,673)	
		組入時価比率：	26.3%		30.0%	
	ブラジルリアル	BRAZIL 10% JAN12 NTN		1,850,000.00	1,785,722.17	
		BRAZIL 10% JAN17 NTN		3,580,000.00	3,097,579.33	
	計	銘柄数：	2	5,430,000.00	4,883,301.50	
					(195,478,559)	
		組入時価比率：	7.1%		8.0%	
	コロンビアペソ	COLOMBIA GOVT 12% OCT15		1,804,000,000.00	2,022,139,680.00	
	計	銘柄数：	1	1,804,000,000.00	2,022,139,680.00	
					(74,010,312)	
		組入時価比率：	2.7%		3.0%	
	ペルーヌエボソル	PERU 12.25% AUG11 8-1		1,250,000.00	1,416,038.51	
		PERU GOVT 6.9% AUG37 REGS		1,133,000.00	1,017,649.27	
	計	銘柄数：	2	2,383,000.00	2,433,687.78	
					(70,455,261)	
		組入時価比率：	2.6%		2.9%	
	ウルグアイペソ	URUGUAY GOVT 5% SEP18		1,000,000.00	840,360.00	
	計	銘柄数：	1	1,000,000.00	840,360.00	
					(3,378,247)	
		組入時価比率：	0.1%		0.1%	
	新トルコ・リラ	TURKEY FLT JAN11 182R		1,400,000.00	1,432,759.94	
		TURKEY GOVT 16% MAR12		5,300,000.00	5,157,268.01	
	計	銘柄数：	2	6,700,000.00	6,590,027.95	
					(364,626,246)	
		組入時価比率：	13.2%		15.0%	
	ハンガリーフォリント	HUNGARY 5.5% FEB14 14/C		100,000,000.00	75,149,600.00	
		HUNGARY 7.25% JUN12 12/B		136,990,000.00	114,848,306.30	
		HUNGARY 7.5% NOV20 20/A		11,000,000.00	8,346,305.00	
		HUNGARY 8% FEB15 15/A		486,000,000.00	393,113,007.00	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
	計	銘柄数：	4	733,990,000.00	591,457,218.30	
					(229,603,692)	
		組入時価比率：	8.3%		9.5%	
	ポーランドズロチ	POLAND 5.75% SEP22 0922		170,000.00	162,350.00	
		POLAND 6.25% OCT15 1015		10,995,000.00	11,148,930.00	
	計	銘柄数：	2	11,165,000.00	11,311,280.00	
					(277,465,698)	
		組入時価比率：	10.1%		11.4%	
	マレーシアリングギット	MALAYSIA 4.262% SEP16 1/06		500,000.00	514,140.87	
		MALAYSIAN GOV 3.833% 1/01		3,410,000.00	3,491,840.05	
	計	銘柄数：	2	3,910,000.00	4,005,980.92	
					(102,753,410)	
		組入時価比率：	3.7%		4.2%	
	エジプトポンド	EGYPT GOVT 8.75% JUL12REGS		3,200,000.00	2,805,407.36	
	計	銘柄数：	1	3,200,000.00	2,805,407.36	
					(47,130,843)	
		組入時価比率：	1.7%		1.9%	
	南アフリカランド	S.AFRICA 13% AUG10 R153		20,030,000.00	21,670,457.00	
	計	銘柄数：	1	20,030,000.00	21,670,457.00	
					(200,018,318)	
		組入時価比率：	7.3%		8.2%	
	小計				2,295,974,507	
					(2,295,974,507)	
社債券	アメリカドル	CITI VAR DOP MAR12 CLN		500,000.00	394,450.00	
		CITI VAR GHS JUN10 CLN B		350,000.00	208,215.00	
		CITI VAR NGN NOV13 CLN		175,000.00	118,847.75	
		CITI VAR RUB JUL12 CLN		100,000.00	35,458.00	
		CITI VAR UGX MAY11 CLN		230,000.00	174,777.00	
		DB VAR IDR 20JUL18 CLN		400,000.00	384,032.00	
		DB VAR IDR 22JUL18 CLN A		110,000.00	105,608.80	
	計	銘柄数：	7	1,865,000.00	1,421,388.55	
					(133,255,176)	
		組入時価比率：	4.8%		5.5%	
	小計				133,255,176	
					(133,255,176)	
	合計				2,429,229,683	
					(2,429,229,683)	

(注) 各通貨計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

(注) 小計・合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 II 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

(平成21年3月19日現在)

種類	金額	単位
I 資産総額	2,945,476,351	円
II 負債総額	43,476,355	円
III 純資産総額(I - II)	2,901,999,996	円
IV 発行済口数	4,522,214,377	口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	0.6417	円

(参考) りそな・JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成21年3月19日現在)

種類	金額	単位
I 資産総額	3,000,601,626	円
II 負債総額	67,515,447	円
III 純資産総額(I - II)	2,933,086,179	円
IV 発行済口数	3,957,276,996	口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	0.7412	円

第5 設定及び解約の実績

下記特定期間中の設定および解約の実績ならびに当該特定期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数(口)	解約口数(口)	残存口数(口)
第1特定期間	3,231,015,520	732,960,295	2,498,055,225
第2特定期間	2,172,466,056	144,685,293	4,525,835,988

(注1) 第1特定期間の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

(注2) 設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

